

平成28年 6月 7日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成28年6月7日(火)午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問(別紙のとおり)
- 日程第 6 同意第13号 固定資産評価員の選任について
- 日程第 7 同意第14号 監査委員の選任について
- 日程第 8 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第 9 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第10 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
(平成28年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計
補正予算(第1号))
- 日程第11 議案第25号 平成28年度東庄町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第26号 平成28年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第13 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について
(平成27年度東庄町一般会計繰越明許費繰越計算書)
- 日程第14 報告第 2号 繰越額使用計画について
(平成27年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計
予算繰越計算書)
- 日程第15 請願第 2号 町道2221号線未舗装部分の道路整備及び排水整備
に関する請願
- 日程第16 請願第 3号 道路拡幅整備及び側溝整備に関する請願
- 日程第17 請願第 4号 「国における平成29(2017)年度教育予算拡充に関する
意見書」採択に関する請願

日程第18 請願第 5号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採
択に関する請願

日程第19 休会の件

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(14名)

- | | | | |
|-----|-----|-----|---|
| 1番 | 土屋 | 光正 | 君 |
| 2番 | 宮澤 | 健 | 君 |
| 3番 | 佐久間 | 義房 | 君 |
| 4番 | 板寺 | 正範 | 君 |
| 5番 | 花香 | 孝彦 | 君 |
| 6番 | 林 | 俊之 | 君 |
| 7番 | 大網 | 正敏 | 君 |
| 8番 | 城之内 | 一男 | 君 |
| 9番 | 高木 | 武男 | 君 |
| 10番 | 鈴木 | 正昭 | 君 |
| 11番 | 山崎 | ひろみ | 君 |
| 12番 | 宮崎 | 正吾 | 君 |
| 13番 | 鎌形 | 寿一 | 君 |
| 14番 | 土屋 | 進 | 君 |

欠席議員

なし

出席説明員(12名)

- | | | | | |
|--------|---|-----|-----|---|
| 町 | 長 | 岩田 | 利雄 | 君 |
| 副町 | 長 | 金島 | 正好 | 君 |
| 監査委員 | | 平山 | 茂 | 君 |
| 総務課 | 長 | 多部田 | 秀也 | 君 |
| 町民課 | 長 | 河津 | 静夫 | 君 |
| まちづくり課 | 長 | 大後 | 修司 | 君 |
| 健康福祉課 | 長 | 向後 | 喜一郎 | 君 |

会 計 管 理 者 堀 越 章 二 君
病 院 事 務 長 海 上 孝 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 高 木 浩 一 君
教 育 長 五十嵐 正 憲 君
教 育 課 長 小 林 豊 君

出席事務局員（3名）

事 務 局 長 石 毛 一 久
次 長 石 毛 美 惠 子
主 査 岩 瀬 知 博

(午前10時00分 開会)

議長(土屋 進君)

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、平成28年6月東庄町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、10番 鈴木正昭君、4番 板寺正範君、両名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から6月10日までの4日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

したがって、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、高木武男君。

9番(高木武男君)

平成28年6月定例会の運営についてご報告します。

今期定例会の運営につきましては、去る5月31日、議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定などについて協議いたしました。この定例会に付されます案件は、町長提案9件、請願4件であります。これらの案件を審議するため、会期は本日から10日までの4日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第1日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は4人の議員から通告がありましたので、これを行います。次に、同意第13号、同意第14号を順次上程し、採決を行います。次に、承認第1号から承認第3号まで順次上程し、質疑・採決を行います。次に、議案第25号及び議案第26号を上程し、質疑・採決を行います。次に、報告第1号及び報告第2号の報告を行います。続いて、請願4件を上程し、請願紹介議員から趣旨説明を求め、所管の常任委員会に付託して散会とします。

第2日目の8日及び第3日目の9日は休会としまして、この間、8日には、午前中に文教福祉常任委員会を、午後に総務産業常任委員会をそれぞれ議員控室にて開催することに合意を見ております。

なお、委員会開催の詳細は、審議予定表によりご了承願います。

最終日の10日は、時間を午後2時30分に繰り下げて本会議を開きまして、総務産業常任委員会及び文教福祉常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行い、閉会といたします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催して、組合議会等の報告及び行政執行上の報告・説明等を行う予定です。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わります。

議長（土屋 進君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から6月10日までの4日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月10日までの4日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長より議会の会務報告を行います。

3月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありました。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

次に、請願4件を受理しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

ここで副町長及び教育長から発言の申し出がありましたので、これを許します。

副町長、金島正好君。

副町長（金島正好君）

平成28年6月議会の開催にあたりまして、議長よりお許しをいただき、副町長就任のご挨拶を申し上げる時間をいただきました。まことにありがとうございます。

さきの3月議会におきまして、議会のご同意をいただき、副町長の重責を担わせ

ていただくことになりました。4月1日に就任いたしまして2カ月が過ぎております。今後さまざまな問題に取り組んでいかなければならないと思っているところでございます。

仕事は一人ではできません。一人の考えよりも、みんなで考えるほうが、そして一人の意見よりも多くの意見を聞いて、それぞれの意見を出し合ったほうが良い方向に進むものと思っているところでございます。岩田町長の目指す、より良い東庄町のまちづくりに向かって、町職員のみならずと協力しながら、微力ではございますが、頑張りますので、議員各位におかれましては、今後とも更なるご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして挨拶といたします。

議長（土屋 進君）

続きまして、教育長、五十嵐正憲君。

教育長（五十嵐正憲君）

3月議会で議員の皆様のご同意をいただき、4月1日付で教育長に任命されました五十嵐でございます。

6月議会の貴重なお時間を拝借いたしまして、議長のお許しをいただき、こうしてご挨拶する機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。

私は教員生活36年間のうち26年間に中学校教師として、3年間に小学校教師として、7年間は県や香取市、成田市の教育行政をさせていただきました。

学校に勤務していた時も、行政で働いていた時も、いつも子どもたちを中心に、子どもたちのために、子どもたちを成長させるためにという思いでやってまいりました。その経験を生かして、東庄町の子どもたちのために精一杯務めさせていただきたいと、このように思っております。

それでは、私の教育長としての抱負を少し述べさせていただきます。

現代社会は、環境が大きく変化しております。子どもたちを取り巻く環境も社会と同じように大きく変化してきております。そのような中で、子どもたちが夢や希望を持って将来に向かって生きていけるように育てていくことが教育の使命であると、このように考えております。

家庭を中心に活動をしていた子どもたちが少しずつ家庭を離れ、社会の縮図とも言える学校で、同年代の子どもたちと切磋琢磨してさまざまなことを学んでいきます。子どもが子どもらしく生きる学校に、元気に学校に通い、国語や算数などの教

科の学習の他に友達と遊んだり、ぶつかり合ったり、協力し合ったりしながら、人として生きていくための学習をしていきます。

そして、自分で考え、自分で表現し、自分で行動できる、心身ともに強い子どもを育てられる学校にしていきたい、このように考えております。

小学校統合を平成32年に迎えるという、それを含めて、教育に関わるさまざまな課題が山積しておりますが、皆様のご協力を得ながら、子どもたちに夢や希望を与えられる教育を目指し、一つ一つ丁寧に対応してまいりたいと考えております。

甚だ簡単でございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（土屋 進君）

ありがとうございました。

以上で副町長及び教育長の着任の挨拶を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、平成28年2月21日から5月31日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

1ページ目、総務課、庶務関係で、区長会総会を2月28日に開催をし、新役員が決定いたしました。区長さん方には行政の様々な場面でご活躍をいただいております。

次に、職員の退職及び新規採用でございますが、3月31日付で一般行政職等12人が退職をし、4月1日付で一般行政職員9人を採用し、3人を再任用しております。職員の再任にあたっては、引き続き適正な定員管理に努めてまいります。

次に2ページ目、中段の臨時福祉給付金関係でございますけれども、平成27年度の申請受付は2月末で終了いたしました。支給決定人数は、累計で2,432人、支給総額合計は1,459万2,000円となっております。

また、今年度は高齢者向けの給付金、年金生活者等支援臨時福祉給付金の申請を受付をしております。5月31日現在の支給決定人数は、累計で1,065人。支給額合計は3,195万円となっております。

次に3ページ目、地方創生関係でございますが、東庄町人口ビジョン総合戦略を3月に発行し、町民には概要版を配布させていただいております。

また、東庄町子育てガイドブックを3月に発行し、中学生以下の子育て世代に配布しております。

次に、4ページ目でございますが、町民課の賦課徴収関係でございます。各種町税の納付通知書を発送しております。課税額は軽自動車税が4,339万円、町県民税の特別徴収分が7億2,940万円。5ページ目になりますけれども、固定資産税が6億5,950万円となっております。

次に、7ページ目、下段の環境関係でございますけれども、住宅用省エネルギー設備設置補助金4件及び合併浄化槽設置補助金6件の交付決定をしております。引き続き、国県の補助金を活用し、設置を促進してまいりたいと考えております。

次に、9ページ目、中段でございますが、健康福祉課衛生関係でございますけれども、各種検診、予防接種など、健康増進事業を記載のとおり、実施をしております。引き続き受診率、接種率の向上に努め、町民の皆様の健康増進を図ってまいります。

次に、10ページ目、中段でございますが、子ども医療費、高校生医療費等対策事業として、医療費の助成を行っております。件数と支給金額は記載のとおりでございます。

次に、11ページ目、下段の地域包括支援センター関連でございますが、介護予防事業として記載のとおり各種教室などを開催しております。今後とも介護予防施策を積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、12ページ目、中段の建設関係でございますけれども、道路維持工事など2件の建設工事及び排水整備や道路改良に伴う測量等の業務委託を6件契約しております。

また、公園関係でございますけれども、除草等の業務委託を4件、契約しております。

次に、14ページ目、商工観光でございますけれども、3月26日の観光おもてなしモニターツアーなど、各種のイベント等で積極的に観光物産のPRを行っております。

また、5月1日と8日に開催の雲井岬つつじまつりには合計5,000人以上の

来場者がありました。

最後に、17ページ目、東庄病院関係でございますけれども、一日あたりの平均患者数、入院患者数でございますが、61名、外来患者数が112名となっております。順調に経営をされているものと考えております。

また、町主催の行事ではございませんけれども、行政報告には記載しておりませんが、5月9日にBS朝日で放送されました「爆笑！お泊まり演芸」の収録が東庄町で行われ、公民館大ホールで開催をされました。芸人によるお笑いライブショーは満員の盛況でございました。2時間に及ぶテレビ放送により、東庄町の良いPRができたのではないかと感じております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（土屋 進君）

次に、教育長、五十嵐正憲君。

教育長（五十嵐正憲君）

それでは、教育委員会の行政報告の主なものを申し上げます。

まず、18ページ、1項目めの教育委員会関係でございますが、定例の委員会を4回、臨時会を1回、協議会を2回、記載のとおり開催しております。

協議会においては、小学校統合計画を具現化する実施計画について、協議を進めているところでございます。

次に、2項目めの学校教育関係では、4月の教職員の人事異動に伴いまして、在籍者の変動を周知しております。ケース的には増員しておりますが、長期研修の受講、産休の取得者がおりますので、実人数は中学校の学級数の減少に伴い、3名の減員となっております。

下段に各幼稚園、小中学校の卒業式及び入学式の実施状況を記載しております。昨年度は、中学校におきまして、131名の卒業生を送り出しております。

次に、19ページ、上段の教育相談であります。3月9日と5月11日に開催いたしました。今回も相談がありませんでしたが、事業としては継続してまいりたいと考えております。

続いて、契約関係ですが、小中学校プールのろ過装置のろ材交換のほか、消防・防災機器の修繕、交換を行う等、教育施設の維持管理に努めております。

次に、下段、3項目めの生涯学習関係から20ページの4項目め、公民館関係及

び5項目め、図書館関係では、記載のとおり社会体育関係の各種事業を実施しております。

最後に、6項目めの給食センター関係では、報告期間の総給食数は5万6,869食、1日平均1,015食となっております。これからも衛生管理の徹底を図り、安定した給食の提供を継続してまいります。

以上で、教育委員会の行政報告を終わりにします。

議長（土屋 進君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

8番、城之内一男君。

8番（城之内一男君）

8番、城之内です。よろしく申し上げます。

平成28年度予算及び施策についてと教育改革と教育環境について、質問します。

最初に、平成28年度予算及び施策について質問します。

初めに、平成28年度一般会計予算について伺います。

平成28年度一般会計予算は、町制施行60周年事業を終え、平年並みの予算編成となった中、国の地方財政計画では地方税が大幅に増収となる中で、地方交付税総額を昨年度と同程度を確保、赤字地方債である臨時財政対策債の発行額を前年度から0.7兆円の大幅減、一般財源総額は前年度を1,307億円上回る6兆6,792億円確保されたとはいえ、地方税収が十分に伸びない団体も多くあります。地方財政の最大の課題は、巨額の財源不足と借入金残高です。このうち赤字地方債である臨時財政対策債は長期債務残高199兆円の約4分の1を占め、平成27年度末には50兆円を超え、国の長期債務残高842兆円と合わせた、国、地方の長期債務残高は1,041兆円、対GDP比で2倍の規模に達しています。

行財政運営について透明性を高め、自主的に行政改革に取り組むことが求められます。財政当局の認識を伺うとともに平成28年度一般会計予算における歳入の約3分の2を占める町税、地方交付税についてと町債について伺います。

歳入の29%を占める町税については、約13億9,790万円、前年度比3,961万円、2.9%の増となっている中、増収要因について伺います。

あわせて、個人住民税における納税義務者の大半を占める給与所得者の減少など、今後の人口動向を考えると人口減少は避けられないと思います。

人口が減少すれば、町税、地方交付税、地方譲与税などが減少し、標準財政規模が縮小します。その結果、町の一般財源が縮小します。人口減少は不可避であり、縮小社会への対応を今から検討する必要もあると考えます。増収となっている中ですが、今後の見通しを含めて財政担当の認識を伺います。

一方、市町村財政を支える重要な基幹税でもある償却資産にかかる固定資産税は堅持され、ゴルフ場利用税も引き続き現行制度が堅持された中ですが、車体課税の見直しを含めて、今後の動向及び町財政への影響についてお尋ねします。

次に、歳入の34.6%を占める地方交付税について伺います。

前年度比500万円、0.3%減の16億7,000万円という中、国税5税の一定割合とされている地方交付税は、地方公共団体間の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源ですが、人口が減れば交付税の減収となります。国の交付税総額や政策的判断によっても交付税額は違ってくると思いますが、国勢調査人口減少に伴う普通交付税の影響について伺います。

速報値によれば、前年、平成22年調査より1,002人の減となっている中、影響額について伺います。

あわせて普通交付税の算定にあたっては、国勢調査人口は主要な測定単位と認識いたします。

国勢調査確報値をもって普通交付税は算定するものと思います。昨年、平成27年度に実施された国勢調査の速報値は、普通交付税何年度分から影響が生じるのか伺います。

あわせて、地方交付税の算定方法におけるトップランナー方式の導入に関して、財政運営において影響を含めて財政当局の見解と普通交付税算定における基準財政需要額、基準財政収入額及び留保財源、標準財政規模を伺います。

次に、町債について伺います。

前年度比1億770万円減の2億4,430万円を計上、うち臨時財政対策債2億2,600万円、臨時財政対策債については、本来、交付税として配分すべきものであり、交付税原資の不足のため、国と地方が折半して補填することとし、地方

負担分については臨時財政対策債により補填し、償還時に全額交付税措置され、予算編成においては普通交付税に準じる財源として重要なものであることは理解します。しかし、建設債は減少していますが、臨時財政対策債は着実に増加しています。小規模自治体における臨財債の増加傾向の懸念もあります。

一方、臨財債にかかる元利償還金は、後年度の基準財政需要額に100%算入することとし、自治体の負担にはならないよう措置されているとはいえ、5条債でない限りは赤字公債であることに変わりはありません。国の交付税水準が維持されることも限りません。減少傾向にもあります。なるべく借りるべきではないと考えます。財政当局の見解を伺います。

あわせて、臨時財政対策債は基準財政需要額の振りかえですので、基準財政需要額を減額して振りかえる額が臨時財政対策債発行可能額となり、それを上限に発行できます。臨時財政対策債発行可能額を伺います。

次に、地方創生、人口ビジョン、総合戦略について伺います。

まち・ひと・しごと創生東庄町人口ビジョン・総合戦略が策定された中、地方創生とは何か、自分が住んでいる町はどのようなことをやるのだろうか、東庄町の取り組みについてなど、疑問の声もあります。総合戦略策定の段階を終え、具体的事業を本格的に推進するにあたり、町の取り組みについて伺います。

将来にわたって持続可能なまちづくりを進めることは重要であり、地方自治体が自主的、主体性を最大限発揮して地方創生に取り組む必要があります。地方の本気度、地方の自治が本格的に問われます。

地方創生を成功させるためには、町民が参画していくことが最も重要であり、東庄町の独自性、東庄らしさをどのように発揮していくのか、町民への周知方法と各団体等との連携、住民の参画、協働について、町は具体的にどのように関わっていくのか伺います。

地方創生のテーマは、言うまでもなく、人口減少の抑制と東京一極集中の是正にあります。その一方で、人口減少自体が不可避であることも認識する必要もあります。地方版人口ビジョンの検討にあたっては、客観的なデータに基づいて、人口減少の実態を正確に把握する必要があります。地域の経済、社会は今後の人口動態に強く影響を受けます。

東庄町人口ビジョンにおいては、合計特殊出生率を若い世代の結婚、子育ての希

望が実現し、現実的に欲しい子供の数である 1 . 9 2 に設定、これは政府が目標とする 1 . 8 より高い水準でもあり、目指すべき将来の目標とはいえ、実現は事実上困難な状況とも言えます。人口維持へ創意工夫は必要です。実現可能性を含めて行政の認識を伺います。

地方創生を実現するためには、子育て支援の充実、経済の活性化やまちづくりなど、行政の幅広い分野において総合的な取り組みを図る必要があります。どのようなビジョン、戦略をつくるかが地域の将来にとって鍵になります。総合戦略においては、地方における安定雇用の実現が人口減少対策の基軸になります。若者が魅力を感じる仕事を生み出す、働く場を確保することが何よりも重要です。

一方、農業は町の基幹産業と位置づける中、働く場を確保し、生活の本拠地を守っていく意味からも大きな役割を担っています。地域の基幹産業として、地域の農業を支える担い手を確保、育成し、収益力を高め、働く場を創出していくことが地域の活性化にとって大変重要になります。行政の見解を伺います。

地方創生を推進するにあたって、地域が抱える課題は一様ではありません。地域の抱える実情を把握し、地域がそれぞれの特性を生かした自律的で持続的な創生をするためには、住民の参画・協働が必要不可欠です。

若い世代が安心して働き、結婚、出産、子育てをすることができ、地域の高齢者が安全・安心に住み慣れた地域に住み続けられる、この実現には地域住民の声を聞くこと、特に若者の声、女性の声を十分に聞くことが大切です。危機感を共有し、多様な主体の参画による協働などにより創意工夫を凝らし、成果の実現につなげることが重要です。地域住民の声が行政や議会に届いていないとの指摘もある中、行政の見解を伺います。

あわせて、地方版総合戦略を策定するにあたっては、四つの基本目標を定め、それぞれの基本目標ごとに重要業績評価指標、K P Iを設定し、検証し、必要な改善を行うという中、人口減少に向けて実効性のある施策、新たな施策を企画立案することが重要です。実現可能性を含めて行政の考えを伺います。

次に、国保小見川総合病院について伺います。

国保小見川総合病院建て替え整備、基本構想、基本計画では、新病院の病床数は、一般病床 7 0 床、地域包括ケア病床 3 0 床の 1 0 0 床、診療科については、内科、外科等、 1 4 診療科を標榜、一日あたり外来患者数 4 0 0 人前後を想定、新病院の

医療機能として急性期医療、かかりつけ医機能、在宅医療を三つの柱とし、新病院の開院を平成31年度とし、平成28年度は基本設計・実施設計段階にある中、運営形態について、独立行政法人化や指定管理者制度の導入等、全ての選択肢の中から引き続き検討することとしている中、東庄町は香取市東庄町病院組合を組織しています。今後、新病院においても香取市東庄町病院組合として、小見川総合病院の構成員として経営に関わっていくのか、離脱するのか、町としての考えをお尋ねします。

併せて、ごみ処理、清掃事業、消防等「香取広域市町村圏事務組合」での事務・事業の関わりに影響が及ぶのか伺います。

引き続き、「香取市東庄町病院組合」として、一部事務組合として関わる場合、分担金について伺います。

香取市86%、東庄町14%の負担割合は変わらないのか。平成28年度予算においては4,920万円を計上しているところですが、新病院建設に伴う事業費、起債等を考えた時、かなりの増額になるのかお聞きします。

併せて、分担金については、地方交付税の基準財政需要額に算入されるのかを含めて伺います。

新病院の整備における概算事業費は、総額約55億4,200万円を見込むという中、東庄町の負担はどれくらいなのか、負担割合、起債及び国・県からの交付金、補助金を含めてお尋ねします。交付税措置についても伺います。

一方、離脱する場合については、東庄町としてどの程度の負担が生じるのか、起債の元利償還金負担、決算状況において赤字決算が続いている中、累積欠損金、留保資金の状況とあわせてお尋ねします。

新病院の運営について2点伺います。

14診療科を標榜するという中、医師の確保、診療体制の維持に問題はないのか収支計画にも影響します。収支計画を含めて伺います。

また、二次救急医療の提供に問題はないのか、救急搬送患者の多くが香取市、東庄町以外の医療機関に搬送されているという状況の中、救急患者の受け入れ体制について伺います。

併せて小見川総合病院における入院、外来患者数の東庄町の患者数の割合及び東庄町の入院、外来患者の小見川総合病院を利用している割合を伺います。

次に、質問事項の2、教育改革と教育環境について質問します。

最初に、教育改革について伺います。

教育の分野においては、多くの課題が指摘される中、安倍政権は教育再生を掲げ、さまざまな施策を推進しています。教科書の検定基準を変え、政府見解を書くように促し、領土問題も政府の主張どおりに教えるよう指導の指針を改め、道徳を教科に格上げし、2020年度にも小中高校で順にスタートする新学習指導要領について、高校に必修の公共、歴史総合などの新科目を設ける、2020年度から小学5、6年生の英語が正式な教科となります。

グローバル化と情報化が一層進む中、多種多様な価値観や考え方を認め合う姿勢が必要です。教育の進むべき方向性、どんな教育を目指すのかを含めて教育課題について教育長の所見を伺います。

教科書検定について伺います。

教科書検定の新基準は14年に導入され、文部科学省は教科書編集の指針を変え、検定のルールを定め、政府見解のある事項はそれに基づいて記すように改めた中、学習指導要領に沿って書き手や出版社がそれぞれ工夫し、特色ある教科書を自由に作り、採択を競い合う、国がその内容をチェックするのが検定、どんな教科書を作るかは出版社が判断すること、政府見解は絶対的なものではありません。反対の見方や違った視点、多面的、多角的に考える子供の幅広い学びの機会を増やす、検定も過度に内容を縛ってしまうと、検定制度の根幹である多様さと客観主義が損なわれる恐れがあります。

教科書検定について教育長の所見を伺います。あわせて教科書採択について伺います。

教科書採択については、政治介入の問題もあります。政治介入は教育の中立性を脅かします。公立の学校は各地の教育委員会が教科書を比べて選ぶ採択はあくまでも教育委員会の権限で行うものであり、現場の選択を尊重することが肝要であり、また、地教行法改正で教育委員会制度が大きく変わり、首長が総合教育会議を設け、教育全般の方針を教育委員会と協議することになっている中、首長の意向が反映される可能性が指摘されてもいる中、新制度でも教科書採択について、会議の議題にすべきではないとしています。教科書採択について教育長の所見を伺います。

一方で、教科書会社が検定中の教科書を教員らに見せて謝礼を渡していた問題も

あります。あわせて教育長の見解を伺います。

全国学力調査について伺います。

調査が悉皆方式で行われるため、学校のランキングづくりが可能になり、序列化を生んでいる、実施や採点などで数十億円ものコストがかかる、全数調査ではなくサンプル調査で十分だ、学校では調査の前に過去の問題を解かせるなど、多くの課題を抱えている面もあります。義務教育の機会均等という立場から、教育水準が保たれているのかを検証し、指導の改善に役立てるという趣旨を逸脱する恐れもあります。全国学力調査の学校別成績を公表するかどうかを含めて、教育長の所見を伺います。

次に、小学校統合計画及び給食センターについて伺います。

東庄町立小学校統合計画が教育委員会より示された中、平成26年8月に示された統廃合計画案が統合計画に変わっただけでも言えます。町民に十分な説明がなされているとは言えません。議会においても何度か質問されている中で、何ら説明されていません。行政運営における情報公開と説明責任について行政の認識を伺い、小学校統合計画及び給食センターについて改めて質問します。

教育委員会として東庄町立小学校統合計画を機関決定した中、なぜこの時期に機関決定したのか、教育長が任命されていない中で機関決定する必要があったのか、あわせて伺います。

新たな教育委員会制度では、教育長は会議を主宰して委員会をまとめると同時に、具体的な事務を執行する責任者であり、事務局の指揮監督者となりました。地方教育行政法第13条では、教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するとなっています。従来教育長よりも強力な権限を持つ、教育行政を行う重要な職責を有する教育長が任命されていない中での機関決定には疑問を感じざるを得ません。

2回の総合教育会議を経て、東庄町立小学校統合計画を策定したという中、総合教育会議は学校統廃合もテーマとしている中、学校の有り方は予算を握る首長と学校設置者の教育委員会が共に考えるのにふさわしいテーマであり、総合教育会議では、協議し、調整のついた事項については、双方に尊重義務が生じます。留意しておきたいのは、総合教育会議は決定権を持つ執行機関ではないことです。調整がつかなかった場合には、権限を持つ教育委員会が最終的な意思決定を行うことができ

ます。

認識を伺い、併せて教育長が任命されていない中で、小学校統合計画が機関決定された中で、教育長は教育委員会の構成員であり、代表者であり、教育委員会は合議体の執行機関であるため、教育長は教育委員会の意思決定に基づき、事務を司どる立場にあり、教育委員会の意思決定に反する事務執行を行うことはできないものであるとなっています。学校統廃合について、教育長の所見とあわせて見解を伺います。

平成32年度に笹川小学校の位置に統廃合という中、通学条件等、多くの点で合理的ではありますが、説明が不十分です。丁寧な説明が必要です。情報は十分に提供されている必要があります。判断する根拠は必要です。情報がなければ判断できません。教育委員会の認識を伺います。

既存の小中学校全てにおいて、老朽化の心配はあります。平成32年度に笹川小学校の位置に統合、校舎等をほぼそのまま活用した必要最小限の改修でという中、南校舎は、法定耐用年数到来年は昨年、平成27年、補助金の耐用年数も残存年数10年をきります。北校舎についても40年を経過しています。プールについては50年以上も経過し、耐用年数30年を大幅に経過しています。いつ頃まで使用可能と考えるのか、改築を含めて教育委員会の見解を伺います。合わせて、とりあえずの感も否めません。併せて見解を伺います。

既存の施設をほぼそのまま活用し、必要最小限の改修でという中、町の将来を担う子供たちの教育環境を考えた時、それなりの整備は必要だと思います。図書室、理科室、音楽室、特別教室等を含めて、教育委員会の見解を伺います。

肝心なのは統合後、どんな学校にするかです。学校のこれからを考えることは、地域の未来を展望することでもあります。保護者と共に住民の意見を聞き、反映させることが欠かせません。将来の構想を含めて説明していく必要はあります。教育委員会の認識を伺います。

今後の検討課題としている小中一貫教育について伺います。

改正学校教育法により、義務教育学校という新たな種類の学校を設け、9年間を共通したカリキュラムで学ぶ小中一貫校を国の制度に位置づけ、校舎整備費の一部負担や教員の追加配置など、普及を後押し、教員免許制度も変えるという中、一貫校への移行が全国でも進むと思われます。

一方、成果や課題は報告はされていますが、小中一貫校にどんな教育効果があるか十分に検証されないまま、学校統合の手だてとして導入するのも問題があります。統廃合計画案では実現に向けてとあった中、その方向性に変わりはないのか、小中一貫教育について教育長の所見を伺います。

同じく、今後の検討課題としている幼稚園について伺います。

平成22年に町立幼稚園5園が2園に統合された中、園児数、就園率は大幅に減少しています。現在の幼稚園2園をさらに1園に統合するのか、就園率の低下は1年保育の問題が影響しているのか、幼稚園の2年保育、3年保育は長年の課題とはいえ、何ら進展していません。平成27年に施行された子ども・子育て支援制度では、主なポイントである幼児期の学校教育と保護者の就労等に対応した保育を一体的に提供できる、幼保連携型認定こども園を創設、義務教育の基礎を培う就学前教育の重要性、保育の質の向上等を考えたとき、幼保連携型認定こども園以外の選択肢はないと考えます。行政の認識を伺います。

学校給食センターの建て替えについて伺います。

給食センターについては、小学校統合と大きく関係してくることは理解します。しかし、老朽化、衛生基準の問題等、早急に建て替えが必要、中学校の位置に、という説明もあった中、3年間進展が全くありません。小学校統合計画が示された中、給食センターの建て替えについて改めて伺います。

建設位置、施設の概要、事業費の見込み額、給食の方法について、センター方式であった中、センター方式なのか自校式なのか、給食数も児童生徒の減少に伴い減少します。デリバリー化、民間委託、PFI方式など、考えられるところですが、小学校統合と同時進行なのか、あわせて教育委員会の考えを伺います。

次に、教育の方向性について伺います。

地域の教育力の低下が言われて久しい中、地方の人口減少と地方経済の縮小、格差の拡大という課題を抱え、国は東京一極集中の是正と地方創生へと政策を推進しています。地方創生時代において地方が力を発揮することが重要です。課題を克服し、地方創生に取り組むことが必要になります。それを成し遂げることができるかどうかは、地域の未来づくりを担う人づくり、原動力となる人を育て、確保できるかが鍵となります。魅力ある教育を展開することにより、若者や子育て世代をひきつけ、地域の将来を担う人材を育て、まちづくりの原動力となります。教育が地方

創生に果たし得る役割は大きいものがあります。教育委員会の見解を伺います。

併せて、小学校統合計画が示された中、地域の将来を担う子供たちを育てる、郷土への理解・愛着を育むふるさと教育、グローバル社会における外国語教育など、魅力ある学校教育を展開することにより、人口流出を防ぐ、人口流入を喚起することも考えられます。新しい時代に対応した子供たちの教育の在り方について教育長の所見を伺います。

一方、学校の場合は子供への教育だけではなく、地域コミュニティの拠点としての役割を果たすことが求められます。小学校統合により地域コミュニティの希薄化が懸念されます。学校教育がさまざまな課題を抱える中、学校、家庭、地域の連携と協力がこれまで以上に求められています。

住民も学校とともに教育を考え、意見する「コミュニティ・スクール」の指定など、学校と地域が力を合わせて子供を育てる環境づくりを推進する必要があります。

社会が大きく変化する中で、学校がさまざまな課題を抱えている一方、家庭や地域の教育力が低下し、学校に過剰な役割が求められています。このため、これまで以上に学校、家庭、地域の連携協力が不可欠となっています。地域ぐるみで子供を育てる体制作りが求められます。学校が地域の拠点となるよう、学校は教育活動を地域の生涯学習環境として位置づけ、学校における教育活動の活性化を図る必要があります。生涯学習社会においては、学習の成果を生かすことも重要です。生涯学習社会の実現について教育長の所見を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（土屋 進君）

総務課長、多部田秀也君。

総務課長（多部田秀也君）

それでは、ただいま質問のありました城之内一男議員の質問事項1、平成28年度予算及び施策について、そのうち質問要旨1、平成28年度一般会計予算についての答弁を申し上げます。

質問内容に関しましては、大きく分けますと町税、地方税、町債の3点に集約されるものと思われまます。

まず1点目、町税ですが、予算増となった要因、今後の見通しについて申し上げます。

町税のうち個人住民税につきましては、経済指標等、各種資料に基づきまして営業所得、農業所得の増加を見込んでいるところでございます。法人町民税については、企業業績の好況により、若干の増を見込んでおります。

また、固定資産税につきましては、太陽光発電用地や新築家屋の増加分を見込んでいるところでございます。

また、軽自動車税につきましては、平成28年度から税率改正による増額を計上しております。これらの結果、町税全体では対前年比2.9%の増を見込んでいるところでございます。

その他、ゴルフ場利用税や車体課税など、今後の政局により町財政に影響を与える事案がございますが、高齢化に伴う生産年齢人口の減少は税の減収につながるものと考えています。今後は、減収を見込んでの行財政運営が求められると思われま

す。

次に、2点目、交付税関係ですが、平成27年10月1日基準日の国勢調査人口1万4,152人は、平成28年度普通交付税の算定から基礎数値として用いられます。

また、今まで使用していました平成22年度人口、1万5,154人から1,002人減少となったことによる交付税への影響ですけれども、当初予算編成ではマイナス7,730万円と試算しております。

次に、交付税算定におけるトップランナー方式の導入についてですが、歳出面では民間委託等の行政改革の推進、歳入面では町税徴収率の向上が求められることとなります。平成28年度から複数年、3年から5年程度かけまして、段階的に反映される予定ですが、本町におきましても、行政改革に努め、交付税算定と財政運営に乖離のないよう、対応が必要と考えております。

次に、基準財政需要額等でございますが、平成28年度予算編成時の見込みでございます。

まず、基準財政需要額29億8,275万9,000円。基準財政収入額14億2,500万3,000円。

収入額の留保財源ですけれども、4億4,380万円、交付基準額ですけれども、15億5,775万6,000円、標準財政規模は36億円です。

続きまして、3点目の臨時財政対策債の発行可能額ですが、平成28年度の予算

編成時における臨財債の発行可能額は2億2,000万円となっております。

なお、借入額についてですが、平成22年度以降は発行可能額以内の借入れを続けております。平成27年度までの6年間の借入抑制額は約8億5,900万円となっております。併せて、平成24年度以降は償還期間を20年から10年に短縮いたしまして、利子の抑制も図っているところでございます。

今後、財政需要を考慮しながら、借入れによる収入と積立などの歳出のバランスを考えながら財政運営を行ってまいりたいと考えています。

続きまして、質問要旨2番の地方創生に関する町の取組みについてのご質問でございますが、本町におきましては、広く住民の意見を反映させるため、住民の公募委員及び各種団体から成る策定委員会の会議及びパブリックコメントを実施いたしました。そして四つの基本目標を柱といたしまして、37事業を計画し、「ひと」の定着、「しごと」づくり、「まち」の魅力づくりを進めていく計画でございます。

また、各事業の企画や実施にあたりましては、地域における関係者との連携体制を整備し、実効的、継続的に推進していきたいと考えております。

次に、人口ビジョンの目標値についてですが、国は現在の合計特殊出生率1.42を2030年に1.8程度、2040年に2.07程度に上昇させ、2060年度に1億人程度の人口確保を目指しているところでございます。

東庄町では、国の長期ビジョンの趣旨を尊重すると共に、住民アンケートの結果、それから住民の希望を踏まえまして、合計特殊出生率を1.92に設定いたしまして、2060年度に約7,000人の人口確保を目指すものでございます。

次に、総合戦略の施策展開についてですが、各事業につきまして重要業績評価指標、KPIを設定しております。この数値目標をもとに実施いたしました施策事業の進捗状況を検証し、改定を行ってまいります。施策展開において、検証作業は重要な要素であります。行政だけで検証するのではなく、議会や外部有識者の参画を得て、計画期間最終年度の数値目標達成に向け、取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（土屋 進君）

健康福祉課長、向後喜一郎君。

健康福祉課長（向後喜一郎君）

私から、質問要旨3番目の国保小見川総合病院についてのご質問にお答えをいた

します。

小見川総合病院は、昭和30年、当時の小見川町、山田町、良文村、神代村の2町2村の病院組合による国保小見川中央病院として開院し、現在は香取市東庄町病院組合の国保小見川総合病院として運営されております。

昭和47年に建設された現在の建物は、40年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいること等から、平成31年度の開院を目指して建て替え整備計画が進められているところでございます。

一方、本町におきましては、平成8年、国保東庄病院新築移転を機に病院改革を進め、その効果がここ数年、黒字決算という形で表れているところでございますが、平成の大合併で、単独で行政運営を進めることとした本町にとって、二つの病院経営に関わることは財政的負担を考慮すると、誠に厳しいものがあると感じております。

こうした中で、小見川総合病院の新病院建設を機に、建設、そして運営に今後、どのように関わっていくか、議員各位のご理解をいただきながら、進むべき道を決定する時期に来ているものと認識しております。

香取市や小見川総合病院と調整を図る必要がありますが、時期としては本年12月までに方向性を決めてまいりたいと考えております。

次に、今後、小見川総合病院の経営に対する関わり方によって、香取広域市町村圏事務組合の事務に影響が及ぶのかというご質問ですが、その影響は生じないものと考えております。

続きまして、分担金に関するご質問にお答えをいたします。引き続き、一部事務組合として関わる場合に、分担金の負担割合は変わらないのか、また新病院建設に伴い、分担金が更に増額するのではないかとのご質問でございます。

分担金の率は、規約で定められておりまして、本町は14%ということになります。これを変更する場合には、協議が必要になります。

また、建設費用に関して応分の負担が増額になるものと考えられます。

なお、具体的に東庄町が負担する額についてですが、基本計画におきまして、概算事業費の総額は、議員が言われるように55億4,200万円となっており、このうち建築工事費が36億4,400万円とされております。

しかしながら、基本設計により、この建築工事費は44億9,000万円と大き

く増額しているところであり、その結果、事業費全体も拡大しているものと考えられます。事業費全体を示したものは、現在、ありません。

また、病院当局に問い合わせをしたところ、補助金が活用できるのかといった部分も現在不明であり、不確定な要素が多分にあることから、具体的に東庄町の分担がどの程度になり、新病院にかかる部分がどれほどであるかは、お答えすることができません。

次に、分担金が地方交付税の基準財政需要額に算入されるかのご質問です。地方交付税を算定するにあたって、病院の施設整備にかかる起債の償還額や病床数などの項目がありますが、分担金が直接基準財政需要額に反映されるということはありません。

次に、本町が病院組合を離脱する場合にどの程度の負担が生じるかのご質問です。その場合は組合の解散ということになり、構成団体において財産処分の事前協議を行うこととなります。現時点では、町の負担がどの程度になるのかはわかりません。

次に、新病院の運営についてのご質問です。まず、医師の確保についてですが、医師不足は小見川総合病院においても深刻な問題でありまして、現在、常勤医師は内科医3名、外科医2名、整形外科医3名、歯科医1名ですが、総合病院として地域医療を担うために、千葉大学や東邦大学等から多くの非常勤医師の派遣をお願いし、病院経営を行っていると聞いております。

次に、救急患者の受け入れ態勢についてですが、現在、常勤医師の不足から救急患者の受入の大半を非常勤医師をお願いしている状況で、このため、当直医の専門以外の患者については、他の病院をお願いしているといったことがあり、救急受入患者数も減少している状況であります。

最後に、東庄町の入院・外来患者数の割合についてですが、平成27年度の入院患者数は全体で3万696人、このうち東庄町の住民は1,288人、全体の4.2%にあたります。

また、外来患者数は、歯科を除いてですが、全体で9万8,805人、このうち東庄町の住民は9,380人、9.5%となっております。

なお、累積欠損金等のご質問がありましたが、平成27年度決算が示されていないことから、お答えできない部分もございました。

以上、私からの答弁を終わりますが、本議会の最終日に小見川総合病院に関する
ことについて、議会全員協議会を開催いただき、議員各位のご意見をお聞かせいた
だきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

議長（土屋 進君）

教育長、五十嵐正憲君。

教育長（五十嵐正憲君）

それでは、私からは、「教育改革について」と「教育の方向性について」のご質
問は関連性がありますので、この二つのご質問を併せてお答えいたします。

まず、「教育改革について」で、ご質問のあった教育の進むべき方向性、どんな
教育を目指すかですが、教育基本法の第1条に教育の目的は、「教育は人格の完成
を目指し、平和で民主的な国家や社会の形成者として必要な資質を備えた心身共に
健康な国民の育成を期して行わなければならない」とされております。この目的の
ために教育が行われ、特に学校教育では知育、徳育、体育の知、徳、体の三つのバ
ランスのとれた教育を目指すことが進むべき方向だと考えております。その中でも、
豊かな人間性、正義感や公正さを重んじる心、他人を思いやる心など、子どもたち
がしっかりと身につけていけるような教育を行っていきたいと考えております。

今、申し上げましたことは、教育では時代を超えて変わらない価値のあるもので、
不易とも言われる部分でございます。

次に、「教育の方向性について」のご質問のあった新しい時代に対応した子ども
たちの教育のあり方は、「不易と流行」の流行の部分であると、このように考えま
す。流行、つまり、「時代の変化と共に変えていく必要があるもの」、それにも柔
軟に対応していくことも教育に課せられた課題だと考えております。

今、流行となっているもの、時代の変化と共に変えていく必要のあるものとし
ては、グローバル化の進展に伴い、激しく国際環境が変化しておりますので、グロ
ーバル化に対応した教育活動として、英語教育などを文部科学省の動きに合わせて進
めていかなければならないと考えております。

そのほかに、これから急激に変化していくと考えられる社会の中であって、“自
ら発見し、自ら考え、自ら行動し、自ら解決していく”という学び方の出来る、そ
のような授業スタイルである、アクティブラーニング、能動的な学びをより一層進
めていく必要があると考えております。

次に、「教科書採択について」のご質問にお答えします。

教科書採択については、教育委員会制度が変わっても、教科書採択そのものについては何ら変わることはないと認識しております。これからも教科書採択につきましては、教育委員をはじめ、教育関係者、あるいは保護者などの意見もよく聞きながら、子どもたちにとって、より良い教科書が採択されていくものと確信しております。

教科用図書香取地区採択協議会を通しまして、香取地区の教科書を採択していきますが、採択にあたっては公正かつ公平に教科書採択を行ってまいります。

次の議員のご質問の、「全国学力・学習状況調査の学校成績を公表するかどうか」についてのご質問であります。全国学力・学習状況調査の目的は、議員の言われる通り、教育の水準が保たれているかを検証し、指導の改善に役立てると、そのような目的がございます。

また、先日行われた文部科学省の専門家会議で、全国学力・学習状況調査の目的から、改めて「序列化や過度な競争を行うものではない」としております。各学校にはそれぞれの学校の学力や学習状況の結果が送付されます。その結果により、その学校の児童生徒の学力や学習状況が把握でき、その後の指導に活かされていくことが目的ですので、市町村の学校の成績を公表することは、序列化や過度な競争につながる恐れがあると考えますので、公表すべきではないと考えております。

続いて、学校統廃合についてのご質問ですが、学校統廃合については、学校の適正規模に近づけて、児童生徒の教育がより良く行えるようにするということが第一の考え方であると、このように考えます。文部科学省では、学校の適正規模については12学級から18学級となっておりますが、複式学級になってしまうような学校規模では、余りに小規模化となってしまう、集団の中での学習や社会性を高めるという学校の特質からも、必ずしも適正であるとは言えないと考えております。

東庄町の小学校につきましても、複式学級になってしまうと、二つの学年の児童が一つの教室で一緒に学ぶということになります。これでは十分な教育活動ができなくなり、このような十分な教育活動ができなくならないようにしていきたい、このように考えております。

また、統合する場合には、学級編制が行われる児童数、つまり一つの学年で2学級以上が確保されることが適切な教育が行える児童数だと考えておりますので、学

級編制が行える学級数になるようにしていきたいと思っております。

また、統合する場合には、児童の入る教室さえあればいいというのではなく、先程も申しました、“自ら発見し、自ら考え、自ら行動し、自ら解決していく”という能動的な学び、アクティブラーニングをより一層進めていけるような学習環境を整備していき、東庄町の子どもたちにとって、より良い教育が受けられるようにしていきたいと考えております。

続いて、小中一貫教育についてのご質問にお答えします。

平成18年ごろから小中一貫教育が言われ始め、小学校と中学校が学習指導や生徒指導を連携しながら教育を進めていく、いわゆる小中連携教育を小中一貫教育と言っていた時ございました。しかし、文部科学省の小中一貫教育の全体の制度設計には、小中一貫教育は二つの類型があり、先程議員の話にもありましたが、義務教育学校と併設型の小中学校の二つの類型が示されました。

どちらも施設が一体であるのか、分離しているのかは問わないで設置可能となっております。

また、どちらも9年間の教育目標を設定し、9年間の系統性のある教育課程を編成することとなっております。

大きな違いは、義務教育学校では9年間で校長が一人であり、一つの教職員組織を作り、教員は当分の間、例外はあるにしても、原則、小学校と中学校の教員免許の両方を有することとなっております。併設型小中学校一貫校では、学校ごとに校長がいて、教職員組織も学校ごととなっております。教員免許は、各学校に応じた免許を保有すればよいということとなっております。

小中一貫教育を行うことのメリットについては、成田市でみどり学園、下総小学校・中学校があり、統合をする時にちょうど教育委員会で、教育指導課長をしておりましたので、その時に指導課長として下総の各地区、各小学校区に説明をしたメリットといたしましては、一貫校にすることにより、小学校から中学校へはスムーズに進学するので、中学校進学に不安を覚える生徒が減少し、中一ギャップが緩和される。そのことで、不適応となってしまう生徒が減ることが考えられる、このように説明してまいりました。

実際に、文部科学省の調査でも、現在、小中一貫教育等を行っている学校では不安を覚える生徒の減少や中一ギャップが緩和されたということで、大きな成果が認

められると回答した学校は10%。成果が認められると回答した学校は77%で、成果があったと答えた学校は合わせて87%でございました。

また、課題としては、教職員の負担感、多忙感、小中の教員間での打ち合わせや研修時間の確保などに大きな課題が認められ、あるいは課題が認められるとした学校は87%ほどあったようでございます。

成果と課題がそれぞれありますが、やはり成果の大きなものは中一ギャップの緩和かと、このように思います。

このことについては、私は9年間をなだらかな階段を上がっていくことが小中一貫教育であり、義務教育学校であると考えております。

また、併設型小中学校は、小学校6年生と中学校1年生の間には、中学に進学するという階段、段差があると考えております。小中一貫教育を義務教育学校や併設型小中学校、あるいはこれまでの連携をより強化した小中学校の教育を進めていくのかにつきましては、先進事例をしっかりと検証し、東庄町の小中学校の実情を踏まえ、より有効な小中一貫教育が推進できるようにしていきたいと考えております。

また、統合するまでは中一ギャップに負けない強い児童生徒を育てることと、平成32年度に五つの小学校が統合されることから、五つの小学校のさまざまな場面の統一をいかにしていくのか、また、小学校が統合されてから、東庄小学校と東庄中学校の連携や一貫をどこまで、どのようにしていくのかを、東庄町教育研究協議会等と協力して、検証していきたいと、このように考えております。

私からは以上でございます。

議長（土屋 進君）

教育課長、小林豊君。

教育課長（小林 豊君）

それでは、私のほうからは、主にご質問要旨の2、「小学校統合計画及び給食センター関係のご質問」についてお答えを申し上げます。

初めに、教育長不在時の統合計画の教育委員会における機関決定の件についてのお尋ねがありました。ご案内のとおり、教育委員会は新教育委員会制度に移行後も合議制の機関であります。

昨年度は、教育長が不在とはいえ、「総合教育会議」が2回にわたり開催され、本町の教育の基本理念の確認がなされたわけであります。

これらを踏まえまして、平成32年4月の統合に向け、計画をお示しする時間的期限を考慮の上、教育委員の総意を持って決定したものでございます。

次に、小学校の統合計画の進捗状況について申し上げます。

教育委員会事務局といたしましては、平成27年12月に教育委員会で機関決定され、皆様にお示ししました、「統合計画」の「統合に向けた今後のスケジュール」に沿って事務を進めるべく、各項目の検討をしております。

第1項目めとして、通学手段関係であります。スクールバスの運行を基軸として、そのルート、バスの大きさ、台数等の検討を重ねております。

2項目めとして、学校施設の改修、整備関係であります。「統合計画」は平成25年度に着手され、平成26、27年度にかけて検討を重ねられており、主に平成24年度、25年度現在の児童数のデータを使用し、その後、数値に関しましては推計値をもって作成されております。

この実施計画を作成するにあたり、これらの児童数のデータを最新のものに置き換えるとともに、本年4月から教職にあった方の経験を活かし、円滑な統合を進めるため、前、橘小学校長でありました赤羽勝男氏を臨時職員としてお願いし、統合予定の年度、平成32年度の学習指導要領の改訂を見据えた東庄小学校の教育施設の検討に加わっていただきました。

その結果、統合計画の普通教室数に不足を生じるほか、新学習指導要領で目指すこととなる、「自ら学ぶ力の醸成」、いわゆる「アクティブ・ラーニング」に対応するため、理科室と音楽室が不足することが判明いたしました。

これらのことから、教育委員会といたしましては、普通教室3教室と理科室、音楽室の増築を検討する必要が生じてきたと判断をしているところであります。

また、旧校舎の改修も少なからず必要と考えますので、来年度、平成29年度に増築を、その後、増築校舎を活用しながら平成30年度、31年度にそれぞれ現笹川小学校の北校舎、南校舎の改修をしたいと考えております。

これに関連し、今後、校舎の増築に係る設計料の補正をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、本件に関します詳細につきましては、議会最終日に予定されております全員協議会でお時間をいただき、詳細なるご説明をさせていただきたく存じます。

次に、統合後の小学校の目指す姿についてであります。

まず、各小学校教諭との連携を図り、東庄小学校の教育目標実現に向けた学校経営計画（案）の検討を進め、更には保護者を初め、関係者のご意見を伺いながら成案を得たいと考えております。

また、ご質問の主旨から外れることだとは存じますが、校歌、校章、校旗につきましては、この統合小学校の目指す姿、「学校経営計画」の理念を反映したものを検討してまいります。

将来の構想につきましては、これら検討の中から生まれてくるものと確信をしております。

次に、幼稚園の統合関係についてご質問がございました。

幼稚園の入園対象児童に対する入園児童の割合が、平成26年度、75%、27年度、47%、今年度は54%と推移している現状を考えますと、保護者の要望と現状に乖離があることは事実であると認識をしております。

教育委員会におきましては、再度の統合の必要性の検討を考えておりますが、議員ご指摘のとおり、統合だけで問題の解決が図れないことも事実であります。

さらに、認定こども園につきましては、教育委員会のみならず、本町にとりまして懸案事項でありますので、私からの答弁は差し控えさせていただきます。

次に、学校給食センターの建て替えについて申し上げます。

建て替えにつきましては、議員にもご理解賜りましたように、小学校の統合と大きく関連してまいりますので、教育委員会といたしましても、その進捗状況を考慮してまいりました。本年度に入りまして、実施計画の段階に至りましたので、先の総合教育会議の中で話題とし、町長との意見調整を図ったものでございます。

教育委員会事務局といたしましては、現段階では、先に策定した「新東庄町学校給食センター整備構想」と案を教育委員会で機関決定をしていただき、町長部局との調整を図った後、9月議会を目途に議員の皆様にお示しをしていきたいと考えております。

以上です。

議長（土屋 進君）

8番、城之内一男君。

8番（城之内一男君）

時間も過ぎていきますので、2点ほど。

小学校統合計画には、小見川総合病院についても、やはり説明がほとんどないという状況で、我々議員としては、町民にしてもそうなんですけれども、判断する材料というか、根拠がないと判断できないわけであって、それはやはり議会に対してもそうですけれども、町民に対しても十分な説明はしていくべきだと思います。情報が無いのでは、全然判断できません。

それと、今、課長から答弁があったように、現時点ではということも、この段階に来て、どれだけの負担が生じるのか、どれだけの欠損金があるのかというのがわかっていなくては判断できるものでないと思います。

その点は、全てこれからの議会に対する丁寧なというふうに説明をお願いしたいと思います。

それと病院に関しては、町民にとってはやはり重要な問題ですから、財政的に東庄病院、小見川総合病院、両方の経営に関わるのはかなり厳しいには違いないですけれども、東庄病院の診療科とか救急とかを考えたときに、これも必要なのか、判断する材料だけは示してほしいと思います。

これは統合計画についてのことだけで、ただ笹川小学校の状況を言っているだけで、これから、これからとか、何も説明になっていないのが納得いきません。

それと、K P Iですか、地方創生のK P I、それについては、やはりそれを評価、検証するのはかなり難しいと、行政としても難しいと思うんですけれども、その中でどう考えていますか。数値目標という考え、その辺をお聞かせください。

議長（土屋 進君）

総務課長、多部田秀也君。

総務課長（多部田秀也君）

まず、K P Iですけれども、企業など組織におきまして、個人や各部門の業績評価を制度的に評価するための指標、達成すべき目標でございます。それに対してどれだけ進捗が見られたか明確にしていく指標ということでございます。

その検証ですけれども、議員のおっしゃるようには確かに難しい判断だと思います。かといって、事業を進めていく上で検証して次のステップへ移るということは非常に大事であります。

ですから、先程もちょっと申し上げましたけれども、役所側、行政側だけで検証するのではなくて、第三者、それから知識、経験のある方を交えまして検証のほう

を進めて、その次のステップへ移ればというふうに考えています。

以上です。

議長（土屋 進君）

副町長、金島正好君。

副町長（金島正好君）

小学校につきましては、町長部局で申し上げるのはちょっと失礼でございますけれども、病院の関係もございまして、私から説明させていただきます。

各課長の答弁でもございましたとおり、議会最終日の全員協議会で皆様方からご意見を伺うという予定をしております。

資料もある程度、用意できる、皆様方のご要望にお応えできるほどの資料ではないかもしれませんが、ある程度の資料は用意することも考えておりますので、その中で、全員協議会の中で皆様方のご意見をお伺いしたいというように考えております。以上です。

議長（土屋 進君）

8番、城之内一男君。

8番（城之内一男君）

その説明に関してはやはり十分な説明が必要だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

また、そのK P Iに関しては、アウトプットではなくアウトカムという部分で、これはかなり厳しいと思うんですけれども、それとK P Iの数値目標が期待値とも言えると思うんですけれども、その辺を含めて、そういうことであれば、これで終わりにします。

議長（土屋 進君）

以上で城之内一男君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

（午前11時42分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（土屋 進君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番、板寺正範君。

4番（板寺正範君）

4番、板寺です。本日は三つの項目について質問させていただきます。

質問事項1、笹川駅南地区の整備について。

要旨1、道路整備の進捗状況。

昨年3月の定例会において、東庄町都市計画についての質問の中で、笹川駅南地区について住宅地としての用地返還を図るため、まずは生活道路の拡張整備を進めるべきと質問させていただきました。担当課長さんより、地域の皆さんの要望を踏まえて、地権者の皆さん、議員の皆さんのご協力をいただきながら、町道拡幅、排水路を整備し、良好な居住環境の形成を図ってまいりたいという答弁をいただきました。

現在、この地域で道路整備の請願が採択されている町道は3路線あります。地域の皆さんは本日傍聴にもおいでいただいておりますけれども、この道路整備を心待ちにしていると思います。町道2006号については既に工事が進んでいますが、今後の予定、見通しを伺います。

要旨2、流末排水の今後の方向性。

笹川駅南地区の整備については、町長のお考えもお聞きいたしました。流末排水までを考えると長い年月と莫大な費用がかかるが、町政60周年を機に、できるところからスタートする。町も全力を挙げて取り組んでまいりたいと答弁をいただきました。

その言葉のとおり、ことし1月から2月にかけて、新しいルートでの排水計画作成のために現況測量調査が行われました。この地域の一番の課題である流末排水の処理問題についてスタートを切ったということで、やはり地域の方々も今後の進展を非常に期待しております。測量を終えて、排水計画作成の進捗状況と、今後の見通しについて伺います。

質問事項2、東庄町プレミアム付き商品券事業報告について。

要旨1、事業の詳細と結果。

昨年、経済対策の目玉として地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起型、生活支援型）を活用したプレミアム付き商品券事業が実施されました。これは、割り増し感のある商品券を発行し、消費を刺激することにより、日常の買

い物にとどまらず、できるだけ新たな消費を喚起し、町の経済を活性化するというものでした。事業終了後に国・県に事業報告を提出するということになっていたかと思えます。ほかの自治体ではホームページで公開しているところもたくさんありますが、東庄町においては公開していないようですので、次の点について伺います。

この事業の概要、取り扱い事業所の登録状況、使用状況、業種別のシェア、大型店と地元店舗のシェア、換金率や換金額などです。

以上、よろしく願いいたします。

要旨2、本事業による経済効果の分析、成果。プレミアム付き商品券の事業終了後に国が示した調査項目に基づき、アンケート調査を行ったと思えますが、その結果をもとに最終消費額や消費喚起効果額が推計できるようになっていたと思えますが、その数字は出ていますでしょうか。

また、この事業による町の経済効果については、どのように分析しているかをお伺いいたします。

質問事項3、安心安全なまちづくりの対策について。

要旨1、本町において実施している防犯対策。人口1,000人当たりの犯罪件数が千葉県内で最も少ない町と聞いたことがあります。今もそうでしょうか。

最近、盗難の話をよく聞きます。人口が減り、お店や事業所が少なくなり、地域を見守る人の目というのが本当に少なくなったと感じています。その中で、町としてできる限りの防犯対策をしていかなければならないと思っています。今現在、どのような防犯対策をしているか、お伺いいたします。

要旨2、防犯カメラの設置について。

防犯カメラの設置による効果は言うまでもなく犯罪の防止、抑止です。また、万一の事件、事故が起きたときの証拠資料としての重要性はとても大きなものがあります。街灯、防犯カメラの設置については、個人のプライバシーの保護に配慮するためのガイドラインや利用に関する運用基準など、いろいろな手続きが必要になりますが、既に設置していたり、導入を検討する自治体が増えています。

地域を見守る人の目が少なくなっていく中で、町の将来を担う子供たちを守るため、そして町民の安心安全な暮らしを守るため、学校、駅、公共施設や交通の重要地点に防犯カメラの設置が必要だと思えます。町のお考えをお聞きします。

以上で1回目の質問を終わります。2回目からは自席にて行います。

議長（土屋 進君）

まちづくり課長、大後修司君。

まちづくり課長（大後修司君）

それでは、私のほうからは質問事項 1 と 2 につきまして、お答えさせていただきます。

最初に、質問事項 1 の笹川駅南地区の整備についてでございますが、初めに道路整備の進捗状況について、ＪＲ成田線の伊能踏切から字年能の大利根用水方向に通じる町道 2 0 0 6 号線、延長 2 5 0 メートルにつきましては、今年 2 月に道路改良工事を発注いたしまして、現在、側溝整備と拡幅工事を施工しており、工期は 6 月 3 0 日までとなっております。

また、この町道 2 0 0 6 号線の関連事業といたしまして、以前より要望があります笹川駅西側の道路排水整備について、流末排水路のＪＲ軌道横断が可能かどうか、今年度、ＪＲ千葉支社と協議してまいります。その結果、占用許可が可能と認められたときには、本協議のため、軌道横断の排水設計業務をＪＲ関連の専門コンサルタントに委託する予定であります。

次に、県道旭笹川線の東庄郵便局側から駅南側に入る町道 2 0 1 5 号線の工事についてでございますが、今年度は道路改良工事の地元説明会を開催いたしまして、関係地権者の同意を得て、用地測量を実施し、その後、用地交渉に入り、用地取得を進め、工事については延長 5 0 0 メートルの内、東庄郵便局側から 2 0 0 メートル程度を発注する計画となっております。

次に、大利根用水側の町道 2 0 1 7 号線の整備についてでございますが、今年度から工事着手する町道 2 0 1 5 号線の工事完了の見通しがついてから事業に着手してまいりたいと考えております。

次に、要旨 2 の流末排水の今後の方向性についてでございますが、昨年度、コンサルタントに委託いたしまして、流末排水路のルート選定と概略設計を実施しております。その中で、笹川駅南地区の中央を流れる排水路につきましては、流域が広く、勾配が緩いことから幅 2 メートル、深さ 1 メートル程度の大きな断面の排水路に改修が必要となっております。

ルート選定につきましては、何案か提案があり、それぞれについて流域や流量計算が行われた結果、県道旭笹川線を横断して、赤道を通り、町道 0 1 0 1 号線に出

て、その後、仲内公民館方向に向かい、桁沼川の仲内橋に至るルート以外適合するものはございませんでした。

また、このルートだけでは断面不足となるため、現在の流末排水路である県道旭笹川線の排水路についても、東庄郵便局までの区間を大きなものに改修して併用することが必要となっております。流末排水路につきましては、断面が大きなものになることに加え、仲内方向に向かう排水路は、道路の中に暗渠排水路として設置するため、車両の通行に十分耐えられる堅固な構造物のボックスカルバートになっております。

また、水道管などの埋設物や工作物の移設も必要になることから、事業費は膨大なものになります。そのため、今後、費用対効果や財政状況を考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

続きまして、質問事項2の東庄町プレミアム商品券事業報告についてお答えいたします。

初めに、事業の詳細と結果でございますが、この事業につきましては、昨年6月議会で事業概要をご説明し、皆様ご承知のとおり、国の地方創生先行型事業の地域消費喚起・生活支援型事業といたしまして、町内の消費喚起、拡大を図るため、東庄町プレミアム付き商品券を発行したものでございます。

内容としましては、1セット1万3,000円分のプレミアム付き商品券を、額面千円券の13枚入りを1万円で発行し、うち7枚については地元商店専用、6枚が大型店でも利用可能という内容で、5月からの予約受付と6月28日当日販売という形で、一人2セットまでとし、1万セットを発行いたしました。利用期間は平成27年6月28日の発売日から平成28年1月20日までの約7カ月間でございます。

参加店舗数は町内事業所179店舗で、業種別といたしましては、飲食店、理容業等のサービス業が94店舗、大型店やコンビニ等のチェーン店10店舗を含む小売業が57店舗、製造、その他28店舗という内訳でございます。

使用状況といたしましては、プレミアム分を含む販売額、1億3,000万円に對しまして、1億2,951万6,000円の換金実績があり、率といたしまして、99.63%の換金率でございました。

業種別の利用率では、小売業が79%、飲食店、理容業などのサービス業で14.

1%、建築設備等その他の事業では6.9%となっております。全体としましては、地元小売店での利用率は64.6%、大型店、チェーン店での利用率は35.4%でございました。

次に、本事業による経済効果の分析についてでございますが、経済効果を評価するためアンケート調査を実施し、310件の回答を得ました。アンケート調査は11月3日のふれあい祭りの会場と利用期間終了後に取扱事業所等で実施したため、プレミアム付商品券の利用前後の買い控えや買いだめといった内容は考慮されておりません。

利用者アンケートによりますと、ふだんの買い物を商品券で購入した割合は85.1%と高いものの、経済効果として商品券の入手がきっかけになり、商品を購入した金額の割合は全体の14.9%となり、また支払いに合わせ、商品券に現金を追加しての購入を合わせますと、全体の22.9%となりました。

また、事業所のアンケートを見ますと、期間中に売り上げが増えたと回答した事業所は27%で、残り73%の事業所においては変わらないとの回答でございました。

今後の実施希望については、「実施希望あり」と回答した事業者は49.5%と約半数でしたが、プレミアム分の事業者負担について、負担があっても実施してほしいと回答した事業者は17.8%に対し、負担があるなら希望しないという事業者は46.7%との回答でございました。この事業による経済波及効果を分析しますと、事業者側から見れば、商品券を活用した外食や家電の買い替えといった経済波及効果も一部では見られますが、大規模小売店が少なく、また町内で販売されている商品が限定されるため、大半が通常の生鮮食料品、日常生活用品購入の利用となったように思われます。

一方、消費者側から見れば、多少現金を追加しての利用も見られ、プレミアム分の消費の支援としては十分効果があったように思います。

以上でございます。

議長（土屋 進君）

総務課長、多部田秀也君。

総務課長（多部田秀也君）

それでは引き続き、質問事項3番の安心安全なまちづくりの対策については、総

務課の方からお答えをいたします。

最初に、質問要旨1番の本町において実施している防犯対策ということでございますが、町では防犯灯の設置補助、あるいは防犯パトロール、防災行政無線による各種呼びかけなどを行っているほか、防犯組合の支援や町ホームページへの不審者情報のアップなども行っております。さらに広い意味では、駅前の整備や諏訪神社の駐車場の整備なども防犯対策の一端と言えるものと思われれます。

続いて、質問要旨2番の防犯カメラの設置について申し上げます。

近年、犯罪の増加や治安に対する不安感の増大に伴い、商店街や行政機関により防犯カメラが設置されるケースが増えております。犯罪被害の予防、抑止等に一定の効果があるものと認識しております。

その一方で、公共の場所に向けられた防犯カメラにより、住民等が予知し得ないような撮影がされ、その画像の取り扱いによっては撮影された住民等のプライバシーが侵害されるおそれも懸念されるところであります。

町が設置する場合や設置に対する補助等を行うには、公共の場所における防犯カメラの設置や運用について、一定のルールの策定が必要であると考えております。

防犯カメラの設置については、今後、犯罪の予防、抑止効果等はもとより、個人情報問題等も含めまして、法令等を研究しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（土屋 進君）

4番、板寺正範君。

4番（板寺正範君）

まず、笹川駅南地区の整備についてですが、この地域の道路整備については、県道からこの地域に入っていく道路幅の幅員の確保というものが一番の問題だと思います。郵便局から入るところも両側に家が建っておりまして、大変に難しい状況だとは思いますが、地権者の方もご理解、ご協力をいただきながら、自分たちもできる限りそういう協力をさせていただきますので、今後ともスピード感を持って、進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

流末排水路については、恐らくこれは、いずれ、やらなければならない問題だと思います。今の話では大変なお金がかかるという話ですが、排水路がうまく

機能しなければ、またここを、いい道路を作っても、家が建ったりしていかない状況になってくると思います。今現在、前にもお話ししましたが、水は年中たまっているような所もありますので、そういうものを解決していかないと、新しく家が建ったり、新しくその地域が賑やかになっていくこともないと思います。今、町の中で新しく住宅地はどこがいいのかなと、家を建てようと思っている人は結構いると思うんです、若い人の中で。今の若い人は、地元の自分の家の近くに家を建てるというよりも、何か若い人たちがいっぱい住んでいる地域とか、新しい地域、地区に家を建てて住みたいみたいな、そんな気持ちを持っている人も結構いるように自分は感じます。

ですので、そういった人たちが家を建ててもいいなと思うような形の駅南側地区というのでしょうか、それを見据えてこの排水路も進めていっていただきたいというのが希望です。

これは要望として聞いていただければと思います。

それと、プレミアム付き商品券については、東庄町の経済状況というのは、ご存じの通り、他市町村に所在する資本の大きなお店、あるいは他市町村に大きな買い物を出ていってしまうという、販売割合が非常に高いと感じております。昔から営業している地元の商店とか事業所は、大変な苦勞をしていると思います。

今回、プレミアム付き商品券の事業というのは、そういう意味では地元の商店、事業所、このいつときでも、一時的でも、町が、あるいは国が、あるいは県が、頑張れよと言ってくれているような事業であったんだと思っています。

そんな中で、香取市では、もう何年も前からプレミアム付き商品券事業を行っておりまして、定着して、それなりの成果を上げているというような話を聞いておりますので、さっき課長さんからちょっと、プレミアム付き商品券の今後の発行、この事業の発行についてアンケートの結果がありましたけれども、その数字は余り思わしくない数字でありましたけれども、自分もがっかりしています。自分としては、このプレミアム商品券というものを継続的に行っていただいて、少しでも町のお店、町の事業所が頑張っってやっていけるような形で応援していただけるとありがたいなと思っています。

できれば、そういう事業を続けていただきたい。規模はともかくとして、そういう事業を続けていただきたいという、これも要望です。

続いて、安心安全な町づくりの対策です。笹川の交番のお巡りさんとちょっと親しくなった関係で、この東庄町の中の犯罪がどのくらいあるのかなという話を聞きに行きました。そうしましたら、ではせっかくなので、笹川の交番だけではなくて、東庄町全部の犯罪の発生状況を調べてやるよということで、先日これを届けてくれました。ちょっと報告します。

平成27年度は、発生件数が83件、その中で凶悪犯罪と言われるようなものはありませんでした。ただ、目を引くのはやはり車の盗難でありました。車の盗難は平成27年は全部で9台でありました。そのほかに自転車、オートバイ、それと水田のバルブ、それからナンバープレート、銅線、そのようなものが多いですね。グレーチングというのもあります。ただ83件といいますが、登録をされたのが83件なので、実際はその何倍もこういうことが起こっているのかなというふうに思いました。

平成28年度で見ますと、平成28年は6月2日までで44件の犯罪が報告されています。その中で自動車は今4台、盗難にあっています。先程ちょっとお巡りさんと親しくなったという話をしましたけれども、恥ずかしい話ですが、自分の所でもトラックが昨年盗難に遭いまして、それでいろいろお巡りさんが来てくれて、いろいろ話をしている中で、いろいろな情報交換をさせていただいているところであります。

そして、そのお巡りさんの話では、お巡りさんは旭区に住んでいらっしゃるようですが、旭市では既に防犯カメラの設置をしているという話がありました。何か詳しいところは知らないようでしたので、自分で何か調べてみようかなと思っていたところ、旭市勤務の友人から電話がかかってきまして、ちょうどいいから調べてみてくれないかということで、やはりまた、すぐ資料を届けていただきまして、旭市議会だより、6月1日発行の議会だよりに、防犯カメラの旭市袋公園トイレ付近に防犯カメラの設置の声が出ていますというのがあって、市議会で防犯カメラの設置について、市議会議員さんが質問した内容もちょっと送ってくれまして、これもちょっと紹介させていただきますと、質問は、市が管理する防犯カメラというのは今どのようになっていますかという質問の中で、市が管理する施設を中心としまして、163台を設置しています、このうち街頭の防犯カメラは9台でございます、平成28年度も予算処置をしまして、5台を追加する合計となっていますと、こういう

答弁がありました。

ということは、もう既に街頭の防犯カメラの意義とか、そういったものをどんどんクリアしていて、どんどん防犯カメラを設置しようという方向で今、動いていると。ですので、それほど、このところで問題が起きて、クリアできないという話ではないと思いますので、ただあとは、お金の問題だとは思いますが、是非防犯カメラを設置していただきまして、子どもたちの安心、そして町民の安心安全を守る地域となればよいなと思っています。

本来は防犯カメラや監視カメラなどは、必要ないというまちづくりが理想であると思う反面、今、このような状況の中では、万一のための防犯カメラは本当に必要だと思います。行方不明者の捜索や、そういうことにもかなり有効な面もあるかと思っていますので、前向きにこれを検討していただいて、早目に導入していただけるように要望いたしまして、質問を終わります。よろしく願いいたします。

議長（土屋 進君）

以上で、板寺正範君の一般質問を終わります。

次に、3番、佐久間義房君。

3番（佐久間義房君）

質問事項、宮野台運動公園施設の利用について。

要旨、施設の休日利用についてお伺いします。

町の公共施設利用申し込みについてお聞きします。公共施設の中でも、特に宮野台運動公園施設について伺います。

スポーツ施設の利用申し込みについては、平日の職員の執務時間のみの申請となっていると思いますが、土曜、日曜、祝日の申請受け付けを実施することは不可能なのでしょうか。土日には庁舎に日直が2名いると思いますが、日直時の業務として、このような施設の申請受け付けを行うことができれば、スポーツ振興も一層充実したものになるのではないのでしょうか。仕事の関係で、どうしても休日以外には申請に来ることができず、施設利用を断念する方も多いのかと思います。また、当日申請で施設を利用できるようになれば、尚更良いのではないかと考えますが、見解を伺います。県民の森や香取市小見川スポーツコミュニティセンターなどの施設は、土日、祝日、いずれも申請、及び当日申し込みでも利用できるようになっています。これらの施設がそのように対応できるのであれば、我が町の施設もできるの

ではないかと思われませんが、いかがですか。

小見川の施設は、町外なので使用料が香取市民より倍も高いのです。町の施設は安い料金で使用でき、便利です。大いに利用してもらってはいかがでしょう。

1回目の質問は終わります。2回目以降は自席にて行います。

議長（土屋 進君）

教育課長、小林豊君。

教育課長（小林 豊君）

それでは、佐久間議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、町のスポーツ施設は、町民の体力向上とスポーツの推進を図ることを目的に設置され、東庄町教育委員会が管理をさせていただいております。

町内のスポーツ施設につきましては、東城グラウンド、宮野台の運動公園、こちらには野球場とテニスコートがございます。町民体育館、弓道場、スポーツ広場、こちらはゲートボールとグラウンドゴルフであります。

それぞれ設置及び運営に関する条例や規則によりまして、施設使用条件や使用料を定めているところであります。

宮野台運動公園を例に申し上げますと、東庄町宮野台運動公園の設置及び管理等に関する条例第5条で、宮野台運動公園を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならないとされているところであります。

さらに第8条第2項におきまして、運動公園を使用する者は、使用料を前納しなければならないとされておりまして、施行規則第4条で、許可を受けようとする者は使用許可申請書を本町に住所を有する者、または本町に所在する事業所に勤務する者は、使用開始3ヶ月前から5日前までに、町外に住所を有する者は使用開始の1ヶ月前から5日前までに使用許可申請書を教育委員会に提出し、許可を受けなければならないとされておりまして、

現在、使用の申請受け付け及び使用許可発行は、平日に公民館職員が行っております。

なお、施設の貸出につきましては、土曜日、日曜日、夜間帯、こちらにつきましては、いわゆる貸出が決定されたものでございますが、これにつきましては、臨時職員におきまして、許可交付書類を受けた団体や個人に対しまして、鍵の貸し出し、施設の空き情報等の問い合わせに対応しているところであります。

ご質問の主旨であります、特に休日等の当日の使用申し込み及び利用許可についてでございますが、公共施設の管理面からの利用申し込み及び利用許可につきましては、当然、ご使用いただく皆様の便宜を図ることが第一であるとは考えます。

しかしながら、一方、公共施設でありますので、これは当然として、地域住民を初め、町内におきまして公の方々の公有財産でもあるわけでありまして、従いまして、その使用許可には使用団体及び個人の使用資格、それから使用の目的の妥当性、使用にかかります施設の安全性の確保、さらには管理にかかる経済性も考慮されなければならないものと考えております。

これらのことを総合的に判断するには、どうしても管理を行うその組織、いわゆる係でございますが、が必要と考えております。

要旨の1点、土曜日、日曜日、祝日の申請受け付けをすることはできないかというご質問でございますが、現行の職員体制で土日に職員を交代勤務させるには、通常の事業に支障を来さない割振りは非常に現在困難であります。そのための、またその人員確保につきましても、管理面における経済性から難しいものと考えております。

また、土日には本庁舎に日直が2名いるではないかというご指摘でございますが、先程申し上げました、いわゆる使用者の資格、それから使用の目的の妥当性、それから使用にかかる施設の安全性を判断するという業務が、現在の役場の日直業務の範囲を超えていると認識をしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上であります。

議長（土屋 進君）

3番、佐久間義房君。

3番（佐久間義房君）

現在、中学生などが、休日でゴールデンウイークだとか、自主練習を行いたくても、学校の施設は顧問の先生が居なければ使用できないような状態になっています。

それに、一雨降れば水たまりができて、使うこともできなくなります。この前、テニスコートの暗渠整備をしてもらいましたら、大分水はけは改善されました。でもまだサッカー場、野球場、その他などは、一雨降るたびに水たまりができて、使用できないような状態になっています。

このように学校の施設の老朽化が、甚だ何力所か見受けられます。特に中学校体

育館のバスケットコートゴール板なんかは傾いちゃっておりますし、カーテンの開閉なんかも支障を来している状態であります。それに生徒たちがグラウンドにいて、今、何時かなと時間を気にしている体育館に設置してある時計なんかは、もう数年前から壊れて、動かない状態になっているようです。

それで生徒たちは学校側に直してくださいと要望したらしいのですが、学校側もやっぱり無理だ。交換するには何百万もかかるという答えが返ってきたらしいですが、それでこの間、学校視察に行ったときに、教頭先生に、時計一つ直すのに何百万もなぜかかるのですかとお聞きしたら、役場の人の答えが、町の見解では高いところに設置してあるので、足場を組んで取り換えなければならないから、足場の代金がかかるから、そういう答えが返ってきたらしいんですけども、それなら何も高所作業車は一日、2、3万で立てられるんですよ。時計に至っては、安いのは1万から、高いのは15万ぐらいであるそうですよ。これは10年ぐらいは電池はもつそうです。

このように、発想を変えれば幾らでも方法はあると思うんですよ。教育の町へ、教育支援の町と捉えているのであれば、教育に少しぐらいのお金は使ってもいいのではないかと思うんですけども、どうお考えですか。

この宮野台運動公園の利用についても、発想を変えれば、幾らでも対応できると思うんですけども、町民の利用しやすいようにするのが行政の仕事じゃないかなと自分は思うんですけども、いかがですか。

議長（土屋 進君）

教育課長、小林豊君。

教育課長（小林 豊君）

まず、議員におかれましては、論点のご整理をお願い申し上げますが、宮野台の運動公園につきましては、いわゆる社会体育施設でありまして、私ども町の町民の方はもとより、広く町外の方もご使用いただける施設であります。

従いまして、管理の形態は、やはりそれぞれそれに適した方法ですべきと教育委員会としては考えております。

また、それに関連されまして、お子さん方のクラブ活動の施設のお話でございますが、それにつきましては、本件とはまた違う事案かと思っておりますので、答弁は控えさせていただきます。

以上です。

議長（土屋 進君）

3番、佐久間義房君。

3番（佐久間義房君）

質問通告にないことなのですが、中学校の施設の老朽化に関連してなんですけれども、駐輪場も大分危険な状態になっておりますので、この辺を、質問通告にないので、早急に対応できれば、してもらえればなと思って要望して終わりにします。

以上です。

議長（土屋 進君）

以上で佐久間義房君の一般質問を終わります。

次に、11番山崎ひろみ君。

11番（山崎ひろみ君）

本日の一般質問を行わせていただきます。

最初の質問事項であります。主権者教育の取り組みについて伺います。

昨年6月に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、公職の選挙の選挙権を有する者の年齢が満18歳以上に引き下げられました。国際的に見ても、日本の選挙権年齢はようやく世界水準に達したと思われれます。これにより、来月に予定されている参議院選挙からは、これまで20歳以上に与えられていた選挙権が、18歳以上に引き下げられます。未来の日本のあり方を決める政治について、より多くの世代の声を反映することが可能となりました。新たに有権者となる18、19歳の未成年者は全国で約240万人とのこと。政治的な判断ができるのかと、十代で投票することを不安に思う声が聞かれることも事実です。

現在、千葉県内の投票率は低迷状態です。そしてまた、全国的にも二十代前半の投票率は大変低い位置にあり、若者の政治への関心の低さは深刻です。

そこで、初めて選挙を経験する若者のためにも、社会と地域の問題を自分の問題と捉えて主体的に関われるようにしていく主権者教育が大切だと考えます。文科省においても、主権者教育の推進に関する検討チームを設置し、検討を行ってきたところかと思えます。新たに選挙権を有する人だけでなく、小中学校においても、社会全体でも、それぞれの主権者教育を推進する取り組みをしていかなければならないと考えます。そこで、我が町の教育現場での取り組みの状況をお聞きしたいと存

じます。担当課の答弁を求めます。

次に、2番目の質問事項であります、町民の健康寿命を延ばす取り組みについて伺います。

先日、議会として山梨県北杜市及び長野県上田市と飯綱町に行政視察に行っていました。議会改革等、大変勉強になることが多くあり、充実した視察研修となりました。本日の質問事項にあります、町民の健康寿命を延ばす取り組みについて、視察先の取り組みを交えて質問させていただきます。

昨今、長寿日本一を目指すことも大事ですが、それ以上に健康寿命を延ばす取り組みが大変重要視されています。誰もが健康で幸せに暮らせることが何より大切かと考えます。

長野県上田市においては、「スマートウェルネスシティ」健康幸福都市を目指して健康幸せづくりプロジェクト事業を推進しています。ここにおられる議員の皆さん、また、健康福祉課長にも同行していただいておりますので詳細については省かせていただきますが、先進地の事例等を参考にして、我が町も独自の施策をする必要があると考えます。上田市は、特定健診の受診率が低いこと、糖尿病患者が多いことを問題視しておりました。それに伴い、医療費として、人工透析の治療が大きな経済的負担になっているとのことでした。

そこで、健診受診率アップに対しては、保健師さんが健診を受けない方のところへ一人で年間100軒ほど訪問して受診を促すなどして、取り組んでいるとのことでした。さらに、糖尿病、血糖値の高い人が増えていることには、生活習慣として、車を使うことが多いため歩かない、また、食生活で果物を食べる量が多くて、糖分をたくさん取る生活になっているのではないかとのことでした。食文化との兼ね合いもあり、ここを変えていくのは大変なようでした。また、既に長野県としては減塩、塩分を減らす食生活改善には、県下を挙げて取り組んでいるとのことでした。私は、3年前にも一般質問で、町民の健康管理、運動習慣化を目指す新たな施策を展開すべきと健康マイレージ制度の導入を提案させていただきました。一人一人が各種検診を受診したり、さまざまな健康づくりのイベントに参加するなどして、ポイントを貯めて、集まったポイントで色々利用ができる制度です。当時、担当課からは検討を進めてまいりますとの答弁でした。その後はどのような検討がなされたのでしょうか。

上田市でも、「チャレンジポイント制度」として実施されてきました。ウォーキング編では、バーチャルの旅に参加しながら、目標を持って楽しく歩くもの、また、集めたポイントを自分のためにだけ使うのではなく、子どもたちの健康のためにとスポーツ用品を各学校にプレゼントする仕組みもありました。私個人としては、社会貢献に活用しようというポイントの利用方法が良いなと思って見させていただきました。

今、全国さまざまな地域でこの取り組みはされております。我が町でも、町民の健康づくりのため導入するお考えはありますか。担当課の答弁を求めます。

次に、通告書に健康増進センターの設置と決意を込めて書かせていただきました。これまでも私は、町民の健康維持のためとして、何度か設置を提案、要望してまいりました。先日、テレビ放送の健康に関する番組の中で、寿命に影響を与える生活習慣ということで、五つの項目が挙げられていました。たばこ、酒、運動、太り過ぎない、そして何より1番は、人間関係、つながりがあること、これが大変重要だとしていました。歩くこと、運動すること、これが、個人で持続できるのは、ほんの一部の方ではないかと思えます。楽しみながら運動すること、人と会うこと、話すこと、笑うこと、これが大事なのだと考えます。

上田市でも、健康づくりと子育て支援の拠点施設を、現地視察させていただきました。健康維持の二本柱である運動の実践と食の改善のため、個人個人に適した健康づくりの方法を見つけられる場として、気軽に訪れ、体験し、実践してみるという事業を提供しています。それに合わせて、子育て支援全般に関する専門的な支援を行う子育て支援の拠点が併設されてきました。我が町でも同様の施設が作れたらいいのにと強く思いました。我が町では、設置するお考えはありますか。

具体的には、これから小学校の統廃合が確実にあります。廃校となる小学校を活用して、子供から高齢者まで、多くの世代の人が集える場にしていければと考えます。町のお考えをお聞きしたいと存じます。

以上で1回目の質問を終わります。この後は自席にて行わせていただきます。

議長（土屋 進君）

教育課長、小林豊君。

教育課長（小林 豊君）

それでは、ご質問事項の1、主権者教育の取り組みについてお答えを申し上げます。

す。

まず、本町におきまして、現段階での取り組みは、小学校においては国会議事堂の見学、中学校におきましては生徒総会を活用し、議会の運営を模した形での運営を取り入れている状況であります。

議員ご指摘のとおり、18歳選挙権が平成27年6月の公選法の一部改正により制度化され、改正法施行後、初めて行われる国政選挙も間近に迫っているところであります。

このような中、学校でも主権者教育の必要性が増してきていることは事実であります。文部科学省におきましては、これまで主に高校生を対象とした「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」を発売したほか、「私たちが拓く日本の未来」と題した政治や選挙権に関する副教材を総務省との連携により作成し、各校に配布したところでございます。

さらに現在、発達の段階に応じた教育を社会全体で推進する観点から、議員のご質問の中にもございましたが、「主権者教育の推進に関する検討チーム」を設置し、主権者として求められる資質、能力を育むために必要な取り組みの検討が進められております。

このほど、本年3月31日に同検討チームの「中間まとめ」が策定されました。「中間まとめ」においては、主権者教育の目的を単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携、協働しながら社会を生き抜く力や、地域の課題解決を社会構成員の一人として実績を担う力を身につけさせることとされております。

また、このような主権者教育を実施するためには、学校、家庭、地域が互いに連携、協働しながら、子供の発達段階に応じて社会全体で取り組む必要があるとされ、その具体的な方策や文部科学省としての支援策がまとめられたところでございます。

これらを踏まえまして、本町教育現場での取り組みではありますが、主権者教育を学校という現場で実践するにあたりましては、「学校の政治的中立性」、これが保たれることが必要不可欠であります。主権者教育の方策や支援策を教育に取り入れていくためには、主権者教育に対するまず教職員のスキルアップはもとより、具体的なマニュアルが必要であると考えております。

町教育委員会といたしましては、文部科学省の動向を初め、千葉県教育委員会の

これからの動きを注視しながら進めていくことになると考えております。

以上でございます。

議長（土屋 進君）

健康福祉課長、向後喜一郎君。

健康福祉課長（向後喜一郎君）

それでは、私から質問事項の２点目であります町民の健康寿命を目指す取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

議会の視察研修に同行させていただき、私も大変勉強になりました。ありがとうございました。

町としても町民が健康で活気に満ちた生活を送ることができる、こういったことが何より大切であると考えております。このためには、町民一人一人がまず自分の健康管理に関心を持つこと、自らの健康は自らが作るという意識を持ち、それぞれの年齢や健康状態に応じて、具体的な行動として第一歩を踏み出すことが重要であります。

これまで、町ではがん検診を初め、各種検診を無料化し、あるいは東庄病院への人間ドックを、町民であれば誰でも２万円、あるいは１万円の負担で受診できるようにするなど、自らの健康管理に関心や意識が向くような施策を展開しているところであります。自分の健康管理に関心を持ってもらう施策として、「健康マイレージ制度」は効果が期待できる制度の一つと思いますので、東庄町に合った仕組みを検討し、導入してまいりたいと思います。

次に、健康増進センターの設置についてでございますが、人口１５万人を超える上田市が設置する施設は立派なものでありました。本町においては、保健福祉総合センターや、町民体育館、公民館など、現在ある施設、設備を活用し、スポーツ振興の施策とも連携しながら、健康増進に取り組んでまいりたいと考えております。小学校の統廃合による校舎等の活用につきましては、町民の健康増進を含めてさまざまな視点から、活用の検討がされるものと認識しております。

以上で答弁を終わります。よろしく願いいたします。

議長（土屋 進君）

１１番、山崎ひろみ君。

１１番（山崎ひろみ君）

最初に主権者教育ですが、うちの町には残念ながら高校もありませんし、大学もありませんので、直接に生徒に対峙するとか、直接に指導できるというものはないことは存じ上げておりますので、それはとても難しいことだということも認識しております。

先程教育課長もおっしゃいましたけれども、公教育の現場においては、政治的中立を確保しなければならないと考えます。近年、教育に携わる関係者によって、教育現場における政治的中立性が損なわれる恐れのある事案が、数多く発生しております。最近では、松戸市立小学校の教頭が、ある団体の要請を受け入れて、戦争法廃止を求める署名への協力を呼びかけるチラシを教室内で新1年生の児童全員に配付するという事態も発生しております。

教職員の行動が、生徒や保護者に与える影響は極めて大きいと考えます。このような事件が起こったことで、県の教育委員会のほうからも指導徹底がなされたことと推測しますが、我が町におきましても、学校現場と教育委員会との連携を密にさせていただき、公教育現場における政治的中立と健全な主権者教育を推進していくことを臨みます。

18歳選挙権ということ、高校3年生以上になりますけれども、現在の中学生も3年後、5年後には選挙権を有することになります。若者の投票率を上げることはもちろんですが、主権者としての社会の中で自立し、他者と連携、協働しながら社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身につける、この主権者教育の充実を望みます。

このような考えから、先程も学校では、小学生は国会の見学、中学生は生徒会という小さい社会の縮図の勉強もしているかと思えますけれども、これまでも何度か提案してまいりましたけれども、この子ども議会の開催をまた検討できないかと思えますけれども、担当課としてはいかがお考えでしょうか。

健康寿命の取り組みですけれども、マイレージ制度は、課長もご存じのように、いろいろなところでいろいろな形でやっております。私も、どのやり方が一番いいのかというのはわかりませんが、うちの町に合ったものを具体的に進めて行かないと、また3年後にも検討しましたで終わってしまいますので、着実に進めて行っていただきたいと思えます。

私は健康増進センターの決意を込めてと述べさせていただきましたけれども、前

にも海上の増進センターも一人で視察してきました。いろいろな所でいろいろなものを見てきました。うちの町も、保健センターは町長の肝入れで、本当にあそこは保健関係が全部網羅できるということですのでしていますけれども、ちょっと規模も小さいので、そこで人が集まって何かをするというようにはちょっと。今現在も少しはできますけれども、もっと大きな施設も必要かと思います。新たに施設を建てるとなると莫大なお金もかかります。今、小学校の跡地利用は各いろいろな地域で推進されておりますけれども、できれば費用は最大限少なくして、効果は最大限にということで、これから研究して、この統廃合が始まるまでにいろいろな形で推進して行っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で2回目を終わります。

議長（土屋 進君）

教育課長、小林豊君。

教育課長（小林 豊君）

それでは、答弁をさせていただきます。

まず、主権者教育の実施にあたっての議員の意思でございます。当然、先程の答弁申し上げましたが、いろいろ不祥事等、発生していることは認識をしております。また、現場への指示も、私どもも的確に行っているところであります。いわゆる学校での政治的中立性、こちらにつきましては、堅持されなければならないものであります。議員のおっしゃるとおりだと思います。

続きまして、子ども議会関係でございます。

まず、蛇足になりますが、千葉県の議会でも子ども議会は開催されております。それは承知をしております。ただ、こちらにつきましては、千葉県の議会のほうで、議会の啓発活動、それから議会のPR活動として、千葉県下の中学生の代表者を集めて行っているものであります。

教育の理解の観点から申し上げます、先の6月議会ですか、でたくさん答弁もやられておりますが、代表者だけを集めての子ども議会につきましては、教育の観点から言えば、いかがなものかと考えておりますので、今のところ、教育委員会が主導権を握って、子ども議会を開催するということは考えておりません。

以上です。

議長（土屋 進君）

11番、山崎ひろみ君。

11番（山崎ひろみ君）

主権者教育のことは認識を良くしてくださっているということで、承知いたしました。

子ども議会は、県はそうですね、議会が中心となってやっているということで、そう言われると、でもうちの町の場合が、それをちょっと主導してやれるのは難しいかなと思います。

子ども議会ができないのであれば、違う形でやはり政治に関心を持つという、何か子どもたちが興味を持てるような方法というか、事業ができたかなと思いますので、私のほうも、もう少し研究してみたいと思います。

福祉課の健康寿命の取り組みのほうなんですけれども、課長一人で答弁できるものではないと思います。町全体でこれから考えていかなければならない大きな問題にもなるとしますので、本当に先程申し上げましたけれども、一番効果的な事業ができればいいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

議長（土屋 進君）

以上で山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後2時25分といたします。

（午後 2時08分 休憩）

（午後 2時25分 再開）

議長（土屋 進君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、同意第13号、固定資産評価員の選任についてを議題とします。

ここで副町長、金島正好君の退席を求めます。

（副町長金島正好君 退席）

議長（土屋 進君）

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（土屋 進君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、同意第13号、固定資産評価員の選任についての提案理由を申し上げます。

固定資産評価員につきましては、地方税法第404条第2項の規定によりまして、固定資産を適正に評価し、町長が行う価格の決定を補助するため、議会の同意を得て選任することとされております。

今まで前町民課長の多部田秀也が評価員を兼ねておりましたが、職員の人事異動に伴い、町民課長の職の者から副町長の職にある者に任命を変更いたしたく、副町長の金島正好を評価員に選任したいと提案するものでございます。

ご審議の上、ご同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（土屋 進君）

提案理由の説明が終わりました。ここでお諮りします。

ただいま議題となりました同意第13号については、正規の手続きを省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

これから同意第13号、固定資産評価員の選任についてを採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

したがって、同意第13号は同意することに決定しました。

ここで副町長、金島正好君は入場してください。

（副町長金島正好君 入場）

議長（土屋 進君）

日程第7、同意第14号、監査委員の選任についてを議題とします。ここで監査委員平山茂君の退席を求めます。

(監査委員平山茂君 退席)

議長 (土屋 進君)

職員に議案の朗読をさせます。

(事 務 局 朗 読)

議長 (土屋 進君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長 (岩田利雄君)

それでは、同意第 1 4 号、監査委員の選任についての提案理由を申し上げます。

現在、識見者選出の監査委員として活躍をいただいております平山茂氏の任期が 7 月 1 7 日終了となります。適任でありますので、引き続き委員としてお願いをいたしたく、提案するものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長 (土屋 進君)

提案理由の説明が終わりました。ここでお諮りします。

ただいま議題となりました同意第 1 4 号については、正規の手続きを省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「 異議なし 」 と呼ぶ者あり)

議長 (土屋 進君)

ご異議なしと認めます。

これから同意第 1 4 号、監査委員の選任についてを採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「 異議なし 」 と呼ぶ者あり)

議長 (土屋 進君)

ご異議なしと認めます。

したがって、同意第 1 4 号は同意することに決定しました。

ここで監査委員、平山茂君は入場してください。

(監査委員平山茂君 入場)

議長 (土屋 進君)

日程第 8、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて (町税条例等の一

部を改正する条例)、日程第9、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて(東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)、以上2案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(土屋進君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

ただいま提案されました承認第1号、町税条例等の一部を改正する条例及び承認第2号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する等の法律並びに地方税法施行令等の一部を改正する等の政令、地方税法施行附則等の一部を改正する等の省令及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令が平成28年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも4月1日から施行されることに伴い、地方税法等を引用する町税条例及び平成26年6月議会、及び平成27年6月議会において承認をいただきました、町税条例等の一部を改正する条例並びに東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じました。

急を要するため、3月31日に専決処分をしましたので、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、専決処分の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(土屋進君)

町民課長、河津静夫君。

町民課長(河津静夫君)

それでは、私のほうから承認第1号、町税条例等の一部を改正する条例及び承認第2号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の内容について、説明をさせていただきます。

ただいま町長の提案理由にもありましたが、地方税法等の一部を改正する等の法

律並びに政令等が平成28年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、町税条例等の一部を改正する条例並びに東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、承認を求めるものです。

今回の改正の主なものは、法人町民税の改正、軽自動車税の改正などが主な改正点であります。

なお、今回の改正条例の構成につきましては、議案書6ページの改正条例第1条で町税条例の一部改正を行い、議案書16ページの改正条例第2条で町税条例等の一部を改正する条例の一部改正、議案書18ページの改正条例第3条で町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものとなっております

始めに、町税条例の一部を改正する条例の主なものについてご説明申し上げます。恐れ入りますが、参考資料の1ページをお願いいたします。

「新旧対照表」、左側の改正案により説明させていただきます。

第18条の2の改正は、災害等による期限の延長の規定ですが、行政不服審査法の改正による規定の整備であります。

続きまして、第18条の3の改正は、納税証明事項の規定ですが、軽自動車税に「環境性能割」が導入されたことに伴い、現行の軽自動車税は種別割に見直されることとなったことに伴う規定の整備であります。

続きまして、第19条の改正は、納付期限後に納付し、または納入する税金、または納入金にかかる延滞金の規定ですが、国税における延滞税の計算期間等の見直しに準じて行う規定の整備であります。

3ページをお願いいたします。

第34条の4の改正は、法人税割の税率の規定ですが、地方法人課税の偏在是正に伴う法人町民税法人割の税率改正であります。この改正は、平成29年4月1日からの適用であります。

続きまして、第43条から第50条の改正は、国税における延滞税の計算期間等の見直しに準じて行う規定の整備であります。

10ページをお開きください。

第56条及び第59条の改正は、独立行政法人等の統廃合により、従来から講じられている非課税措置や課税標準の特例措置について、引き続きの税制上の所要の措置を講ずることに伴う改正であります。

12ページをお願いします。

第80条の改正から第91条の改正は、軽自動車税に関する規定ですが、平成28年度、税制改正大綱を踏まえ、消費税率10%への引き上げに伴い、自動車取得税が平成29年4月1日に廃止されることから、自動車取得税のグリーン化機能を維持、強化する環境性能課税を軽自動車税の取得時の課税として実施するための規定の整備と、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備となります。

21ページをご覧ください。

附則第6条の改正は、「特定一般用医薬品等、購入費を支払った場合の医療費控除の特例」の規定ですが、現行の医療費控除の特例として、適切な健康管理のもとで医療用医薬品からの代替を進める観点から、検診、予防接種等を受けている個人を対象として、スイッチOTC医薬品の購入費用について、セルフメディケーション推進のための所得控除制度を導入することとされたことに伴う改正であります。本特例は、平成30年度分から平成34年度分の個人住民税について適用されます。

附則第10条の2の改正は、固定資産税の課税標準の特例のうち、市町村独自に定める余地を購入した「わがまち特例」について、市町村の条例で定める割合を新たに定めるものであります。

附則第10条の3の改正は、地方税法の改正に合わせて行う引用条文を整備するものであります。

次に、附則第15条の2から附則第15条の6の改正は、軽自動車税環境性能割の各種の特例及び徴収取扱費の交付に関する規定ですが、地方税法規定の新設に併せて新設された規定の整備であります。

当分の間、「環境性能割」の賦課徴収は千葉県が行い、徴収取扱費を町が千葉県に交付するものであります。

附則第16条の改正は、「軽自動車税の種別割の税率の特例」の規定ですが、平成27年度末で期限切れを迎える軽自動車税のグリーン化特例について、現行の措置を1年間延長すること、及び環境性能割の導入に伴い、現行の軽自動車税を種別割に名称変更することによる改正であります。

続きまして、町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

27ページをお願いいたします。

附則第6条の改正は、軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備をするものであります。

続きまして、町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

29ページをお開きください。

附則第5条の改正は、「町たばこ税に関する経過措置」の規定ですが、町税条例第19条の改正に伴う所要の規定の整備等によるものです。

なお、消費税率の引き上げ延期を受け、延期するための税制改正については後日示されることと思われまます。

続きまして、承認第2号、「東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分」の内容についてご説明申し上げます。

今回の改正の主なものは、課税限度額の引き上げ及び軽減判定所得の見直し等であります。

恐れ入りますが、参考資料の34ページをお願いいたします。「新旧対照表」左側の改正案により説明させていただきます。

第2条及び、第23条の改正は、課税限度額の引き上げ及び軽減判定所得の見直しによる改正であります。高齢化の進展等により、医療給付費等が増加する傾向にあります。対して、被保険者の所得が伸びない傾向にあります。課税限度額を引き上げることで高所得層に、より多くの負担を求めることが可能となり、低所得者層、中間層にも配慮した保険税設定が可能となります。

平成27年6月議会においても同様な改正を行っているところですが、平成28年度は平成27年度と比べて限度額超過世帯の割合が上昇する見込みであることから、基礎課税額に係る課税限度額を52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税額にかかる課税限度額を17万円から19万円に引き上げ、また、保険税負担能力が特に不足している被保険者を救済するための軽減措置を、消費者物価の伸び等を考慮して見直しを行い、軽減対象となる所得の基準について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を26万円から26万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について、被保険者の数に乘すべき金額を47万円から48万円に引き上げる改正となります。

以上で説明を終わります。ご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

議長（土屋 進君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。ございますか。

9番、高木武男君。

9番（高木武男君）

この参考資料3ページなんですけれども、ちょっとお尋ねいたします。

34条の4、旧では100分の9.7、これが新しい税率では100分の9.6となっておりまして。この9.7から9.6ということで、税収はどのくらい減額になるんでしょうか。それだけお願いします。

議長（土屋 進君）

町民課長、河津静夫君。

町民課長（河津静夫君）

今わかりませんが、後でご報告いたします。

議長（土屋 進君）

他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（町税条例等の一部を改正する条例）を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

次に、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

日程第10、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（平成28年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第1号））を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（土屋 進君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、承認第3号、平成28年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

平成28年度東庄病院事業会計予算書におきまして、企業債にかかわる条文が漏れていたため、条文の補正を行うものでございます。

なお、起債の計画書の提出期限が5月24日で急を要するため、5月9日、専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、専決処分の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、病院事務長より説明をいたさせます。

議長（土屋 進君）

病院事務長、海上孝君。

病院事務長（海上 孝君）

それでは、承認第3号、平成28年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについての内容を説明いたします。

議案書の27ページをお願いいたします。

平成28年3月定例議会において議決をいただきました平成28年度東庄病院事業会計予算について、予算書に企業債の条文の記載漏れがあったため、条文の補正を行うものでございます。

内容については、起債の目的として二つ事業があります。

一つ目の事業は、医療器械整備事業で、限度額2,500万円。起債の方法は証書借入で、利率は4.0%以内、償還の方法は借入先の融資条件によるものでございます。

二つ目の事業は、施設整備事業で、非常用自家発電機を更新するものでございます。限度額は1,500万円で、起債の方法、利率、償還の方法は医療器械整備事業と同様でございます。

先程町長の提案理由にもございましたが、起債の計画書の提出期限が5月24日であり、急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（土屋 進君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（平成28年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第1号））を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

日程第11、議案第25号、平成28年度東庄町一般会計補正予算（第1号）及び日程第12、議案第26号、平成28年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、以上2案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（土屋進君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました議案第25号及び第26号の提案理由を申し上げます。

初めに、議案第25号、平成28年度東庄町一般会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ281万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億2,281万9,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、地域コミュニティに関する補正が2件となっております。

続いて、議案第26号、平成28年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億6,562万3,000円とするものでございます。

この補正につきましては、平成30年度から国民健康保険の運営に関する制度改革が実施されることから、その事前準備といたしまして、電算処理システムの改修を委託するための補正をするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（土屋 進君）

総務課長、多部田秀也君。

総務課長（多部田秀也君）

それでは、議案第25号、平成28年度東庄町一般会計補正予算（第1号）の内容について説明させていただきます。

初めに、歳出予算からご説明申し上げます。

議案書の32ページをお願いいたします。

2款総務費、1項・5目総務管理費、企画費の19節281万9,000円の補正でございます。

内訳は、コミュニティ助成事業助成金240万円、それと自治会等集会施設整備事業補助金41万9,000円でございます。

コミュニティ助成事業助成金は、今郡区のお祭り用品の購入を助成するものでございます。

次の自治会等集会施設整備事業補助金は、菰敷区青年館のトイレ改修工事の補助金で、事業費の4分の1を補助するものでございます。

次に、歳入予算ですが、議案書31ページをお願いいたします。

初めに、20款諸収入、第5項3目雑入、コミュニティ助成事業助成金240万円は、地方自治総合センターからの助成金でございます。

歳入が歳出に不足する分につきましては、19款の繰越金で41万9,000円の補正をさせていただきます。

以上、一般会計の補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（土屋 進君）

町民課長、河津静夫君。

町民課長（河津静夫君）

それでは、私のほうから、平成28年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容について説明をさせていただきます。

議案書の37ページをお願いいたします。

初めに、歳出でございますが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料において、平成30年度から国保の運営体制が変わり、都道府県が市

町村に替わり国保の財政運営を行うため、その事前準備として東庄町が千葉県に対し、国保事業費納付金や標準保険料率の算定のために必要な情報を提供する上で必要となる国保電算システムの改修費用64万8,000円を増額するものです。

続いて、歳入でございますが、36ページをお願いいたします。

歳出の増額補正により不足する財源については、3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目業務整備事業補助金64万8,000円。全額国庫補助金をもって補正財源とするもので、厚生労働省所管補助金等によるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（土屋 進君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第25号、平成28年度東庄町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号、平成28年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第13、報告第1号、繰越明許費繰越計算書について（平成27年度東庄町一般会計繰越明許費繰越計算書）の報告を行います。

職員に報告の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（土屋 進君）

町長より報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、報告第1号、平成27年度東庄町一般会計の繰越明許費繰越計算書についてご報告を申し上げます。

平成27年度予算のうち、年度内に支出の終わらない見込みの事業について、先の3月定例会で繰越明許の補正を行い、可決をいただいたところでございますが、今回、繰越計算書の調整をいたしましたので、地方自治法施行令第146条の規定に基づきご報告をさせていただくものでございます。

なお、3月定例会で地方創生事業として予算計上並びに繰越明許といたしまして、「まちの賑わい創出事業」及び「子ども版地方創生プロジェクト事業」につきましては、補助事業として採択をされませんでした。事業を実施しないものとしたしまして、地方創生事業につきましては、今後も検討を重ねてまいりたいと考えております。議員各位にはご協力のほどを申し上げる次第であります。

その他、事業の詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（土屋 進君）

総務課長、多部田秀也君。

総務課長（多部田秀也君）

それでは、報告第1号、繰越明許費繰越計算書の内容について説明を申し上げます。

議案書の39ページをお願いいたします。

先程町長の提案理由にもございましたとおり、3月補正で予算計上し、繰り越しました6事業のうち2事業については事業実施いたしません。3月の段階では事業化を目指し、予算化したところでございますが、後に不採択が発表され、2事業については事業化を断念したところでございます。

2事業のうち一つは「まちの賑わい創出事業」1,065万円、町内地域資源を発掘し、町内外へPR等で、東庄ブランドの確立を図り、従事者の増加、地域経済の活性化を図ろうとしたものでございます。

また、もう一つの事業につきましては、「子ども版地方創生プロジェクト事業」5,419万3,000円。小中学生と保護者を対象とした地域研究フィールドワークのほか、ICT機器を活用した多世代の補習支援を図ろうとしたものでございます。

それでは、残り4事業に関して繰越明許費計算書の報告を行います。

初めに、2款総務費、1項総務管理費、情報セキュリティ強化対策工事5,125万4,000円。国補正予算により3月補正で予算計上した事業でございます。

同じく総務費の3項、戸籍住民基本台帳費の個人番号カード交付事業393万4,000円。機器のトラブルの影響により、3月補正予算で474万9,000円の繰越予定でしたが、事業の進捗により繰越額は減額となっております。

次に、3款民生費、5項臨時福祉給付金事業費4,834万6,000円。国補正予算により、3月補正で予算計上した事業でございます。

次に、7款土木費、2項道路橋梁費の道路改良工事3,462万6,000円。用地取得等に期間を要したことによる工期延長となっております。

これら4事業の繰越総額は1億3,816万円。財源内訳としましては、国・県支出金5,843万円、地方債615万円、一般財源が7,358万円となっております。

以上で内容説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（土屋 進君）

本件については報告事項ではございますが、質疑があればこれを許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

質疑なしと認めます。

以上で報告第1号の報告を終わります。

日程第14、報告第2号、繰越額使用計画について（平成27年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算繰越計算書）の報告を行います。

職員に報告の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（土屋 進君）

町長より報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、報告第2号、繰越額使用計画について、ご報告を申し上げます。

平成27年、東庄病院事業会計予算の建設改良費のうち年度内に支払い義務の発生しなかった額について、地方公営企業法第26条第1項の規定によりまして、予算を繰越したため同条第3項の規定により繰越額の使用に関する計画について報告をさせていただくものでございます。

詳細につきましては、病院事務長より説明をいたさせます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（土屋 進君）

病院事務長、海上孝君。

病院事務長（海上 孝君）

それでは、報告第2号、繰越額使用計画についての内容を説明いたします。議案書の41ページをお願いいたします。

先程町長の提案理由にもございましたが、平成27年度東庄病院事業会計予算繰越計算書でございます。これは地方公営企業法第26条第1項の規定により、年度内に支払義務が生じなかった建設改良費を翌年度に繰り越して使用するものでございます。

この規程により、事業管理者は建設改良費について、1年は予算を繰り越して使用することができ、地方公営企業法第26条第3項の規定により、事業管理者は町長に繰越額の使用に関する計画について報告し、町長はその旨を議会に報告しなければならないと規定されております。

それでは、繰越計算書の内容についてですが、病院車両購入については、病院外

来患者の送迎車両の更新でございます。既存の車の車検が平成28年4月であったため、車両購入契約を平成28年2月16日付で、納期を平成28年3月30日で締結しましたが、ベース車両の架装工が遅延し、納車が4月になることから契約金額254万2,655円を繰り越しいたしました。

次に、病院玄関パネル改修工事についてですが、当初、工期を平成28年2月から3月を予定していましたが、12月頃より入院患者及び外来患者が増加し、工事が診療業務への影響を及ぼすことを考慮し、工期を4月以降としたため、予算を繰り越したものでございます。なお、支払い義務発生額21万6,000円は、設計業務委託料、繰越額504万3,600円は工事費及び工事監理業務委託料でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいいたします。

議長（土屋 進君）

本件については報告事項ではございますが、特に質疑があればこれを許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

質疑なしと認めます。

以上で報告第2号の報告を終わります。

日程第15、請願第2号、町道2221号線未舗装部分の道路整備及び排水整備に関する請願から日程第18、請願第5号、「業務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願まで、以上4件を一括議題とします。

職員に請願の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（土屋 進君）

ここで請願紹介議員から主旨説明を求めます。

請願第2号、町道2221号線未舗装部分の道路整備及び排水整備に関する請願について、8番城之内一男君。

8番、城之内一男君。

8番（城之内一男君）

それでは、町道2221号線未舗装部分の道路整備及び排水整備に関する請願の主旨を説明いたします。

町道 2 2 2 1 号線は、笹川小学校の西側の住宅地にあたりますが、出入り口が狭くて出入りに大変困難となっております。また、2 2 2 1 号線は、一部が、出入り口が未舗装ということで、地域住民が出入りに苦労して、そのほか、雨が降ったときには碎石などで泥道化というか、特に高齢者や子どもたちが本当に苦労しております。

また、出入り口が大変狭いということで、地域住民が大変苦労しているというか、地域住民の要望が強い所でもあります。その辺を現地調査の上、理解していただきまして、採択いただきますよう、よろしく願いいたします。

議長（土屋 進君）

次に、請願第 3 号、道路拡幅整備及び側溝整備に関する請願について、5 番、花香孝彦君。

5 番（花香孝彦君）

請願第 3 号、道路拡幅整備及び側溝整備に関する請願について、紹介議員として主旨を説明いたします。

この請願は、道路 2 0 3 0 号線ほかの道路拡幅整備及び側溝整備をお願いするものですが、地権者からは以前より整備を求められており、特に側溝がないため、雨水や生活排水の面で難儀しております。

また、この道路より東側、請願 2 号の 2 ページの広い地図を見てもらえるとわかるように、この地域は住宅地としての立地条件がよく、道路網の整備を進めることで、更なる発展が期待できる地域と考えられることより、接続先の道路となる、この 2 0 3 0 号線から整備することがこの地域の最優先と考えます。

町の発展のため、早急な整備となるよう、よろしく願いいたします。

議長（土屋 進君）

次に、請願第 4 号、「国における平成 2 9 年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願及び請願第 5 号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について、9 番、高木武男君。

9 番（高木武男君）

それでは、請願第 4 号並びに第 5 号について、一括して申し上げます。

まず請願第 4 号、「国における平成 2 9 年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願であります。これは千葉県市町村教育委員会連絡協議会ほか 2 1 団体

からの請願でございます。

請願事項としましては、平成29年度予算編成にあたり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちにより良い教育を保障するために、「国における平成29年度教育予算拡充に関する意見書」を当議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁宛てに意見書を提出していただきたいというところであります。

慎重審議の上、採択くださるよう、よろしく願いいたします。

それから請願第5号であります「業務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書であります。

こちらでも千葉県市町村教育委員会連絡協議会ほか21団体による請願でございます。

請願事項といたしましては、平成29年度予算編成にあたり、「業務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を本議会において採択していただきたく、政府及び関係行政官庁宛てに意見書を提出していただきたいという請願でございます。

よろしく慎重審議の上、採択していただきますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（土屋 進君）

これらの請願は、会議規則第91条第1項の規定により、お手元の付託表のとおり所管の常任委員会に審査の付託をします。

日程第19、休会の件を議題とします。

常任委員会審査等のため、8日及び9日の2日間は休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

したがって、8日及び9日の2日間は休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

6月10日の会議は議事の都合により午後2時30分に繰り下げて開くことにします。予定の時刻にご参集願います。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午後 3時36分 散会）